

第2章 遺跡

2-1 遺跡の形成

和銅元年(708)に遷都の詔勅が發布されて、平城京の造営は本格化した。ただし、史料の分析を通じて、平城京の造営工事ないし計画は、それ以前の慶雲3年(706)の段階からすでに目論まはじめていたことが論じられている¹⁾。しかし、平城京造営直前の平城宮域が、どのような状況であったのであるか、いまだ必ずしも闡明にされてはいない。朱雀門から中央区朝堂院、第一次大極殿院にかけて検出された直線道、下ツ道の遺構の他に、7世紀から8世紀初めにかけての遺跡、遺構の確認例が稀少なのである。朱雀門のすぐ北の下ツ道西側溝からは「過所木簡」などの木簡とともに7、8世紀の交の時期の土器が多量に埋没していた²⁾。こうした遺物群は、それらに直接関わる人々の存在を物語る。

あるいは、東区朝堂院の中央付近-ちょうど、本書の報告の対象としている兵部省の真北およそ250m付近の発掘調査(第188次)で、周囲を溝で囲まれた一辺が11mあまりの方形の遺構が検出され、溝の中から四重弧文の軒平瓦を含む7世紀後半代の多量の瓦片が出土した。寺院の伽藍に関連するものと考えられている³⁾。また、平城宮の東に接する法華寺の東北角にある海龍王寺の伽藍の変則的な占地が、平城宮(京)造営以前に施工されていた大和統一条里に諧調している⁴⁾ことから、平城宮域にも、造営以前にあっては、条里の方格地割が展開していたと判断してよい。当然そこでは水田が営まれていたと考えていいだろう。おぼろげではあるが、こ

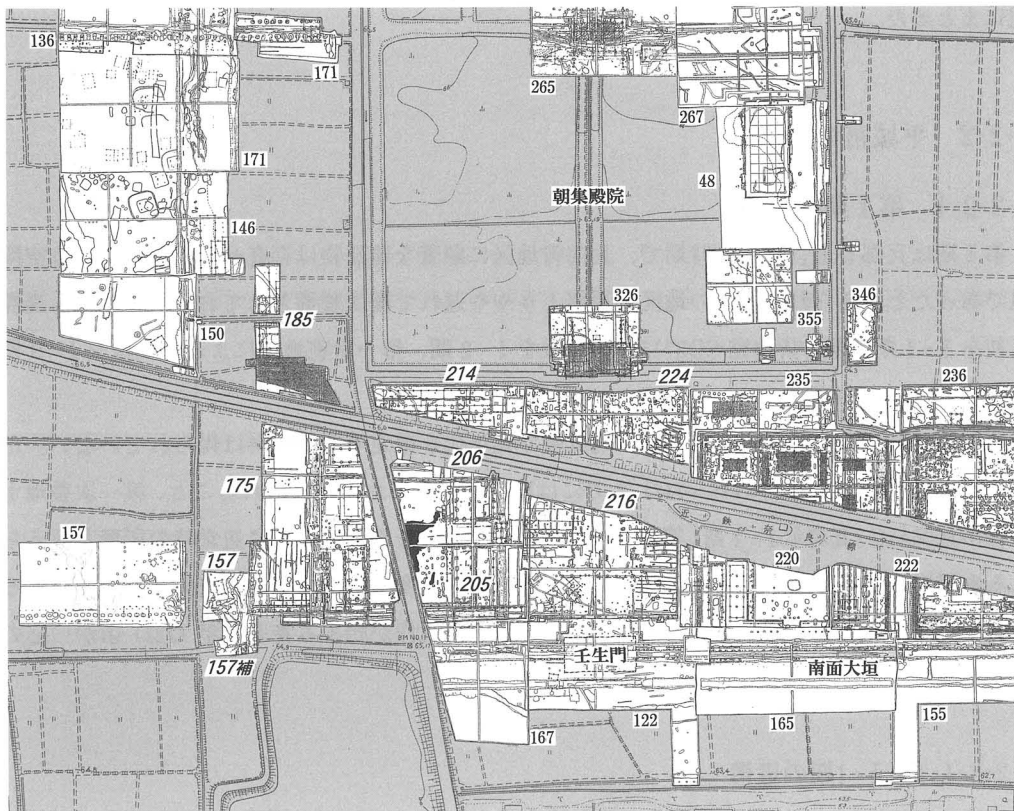


図11 兵部省地区周辺の既発掘調査地(数字は調査回数・2003年度以前) 1:3000

した景観状況の中で、平城宮の造営工事が始められる。そして、兵部省地区では……

- 1) 鎌田元一1991「郷里制の試行と霊亀元年式」
上田正昭編『古代の日本と東アジア』、渡辺
晃宏2001『日本の歴史 第04巻 平城京と木簡
の世紀』。
- 2) 奈良国立文化財研究所1978『平城宮発掘調査
報告Ⅸ－宮城門・大垣の調査－』。
- 3) 奈良国立文化財研究所1989「1 第二次朝堂院
朝庭域の調査第188次」『昭和63年度平城宮跡
発掘調査部発掘調査概報』。
- 4) 井上和人2004「条里制地割施工年代考」『古代
都城制条里制の実証的研究』学生社。

2-2 遺構各説

2-2-1 はじめに

兵部省地区では大きく2時期の整地が認められ、層位からみて検出した遺構は3時期に分けられる。すなわち、整地土下の遺構、第一次整地土上の遺構、第二次整地土上の遺構の3時期で、このうち第二次整地土上の遺構が兵部省に関わるものである。ただし、壬生門から朝集殿院にいたる軸線上では整地土が残存しない部分もあり、多数の遺構を同一面で検出している。また、兵部省周辺部で検出した遺構の大多数は、小規模で簡易な掘立柱建物や堀、溝、土坑等であり、同一の整地土上にあっても様々な時期の遺構が混在しているものと考えられる。このように層位の上から時期を決定し得ない遺構は、重複状態や伴出した遺物、あるいは位置関係から時期を推定した。ここでは第二次整地土上の遺構を第Ⅱ期、それより下層の遺構を第Ⅰ期とし、さらに第Ⅰ期を3時期、第Ⅱ期を2時期に細分した。この他に平城宮造営以前の遺構を別にまとめた¹⁾。

2-2-2 平城宮の遺構

2-2-2-1 第Ⅰ期の遺構

第Ⅰ期は兵部省造営以前の時期で、兵部省地区に顕著な建造物は存在せず、基本的には空地であったと考えられる。この地区は遷都よりやや遅れて漸次整備されており、このうち遷都当初をⅠ-1期、基幹排水路SD3715の開削後をⅠ-2期、第一次整地土による造成後をⅠ-3期に区分する。

第Ⅰ期の
年代

第Ⅰ期は奈良時代前半にあたるが、現段階で実年代を確定できる資料は得られていない。ただし、SD3715は霊亀年間(715～717)までには開削されていたと考えられること、第一次整地土は軒平瓦6641C(瓦編年Ⅰ-1期)等の奈良時代初頭の瓦片を含み、下層に造営時の所産と考えられる木屑層を挟む箇所があることから、遷都以降20年程度の間段階的に整備されたのであろう。Ⅰ-2期は霊亀元年(715)頃、Ⅰ-3期は平城宮の改作が始まる養老5年(721)頃が一応の目安となる。

2-2-2-1-1 Ⅰ-1期の遺構

平城京遷都当初。壬生門およびその周辺の南面大垣SA1200はまだ造営されず、仮の大垣SA



図12 I-1期の遺構 1:1500

1765・SA14400を設けて宮の南面を区画していた。壬生門周辺の造営は宮内でも遅れて着手したとみられ、遷都当初にはまだ整地もおこなわれず起伏に富んだ旧地形をとどめていたと考えられる。

SA1765・SA14400

宮の南面を区画する東西掘立柱塀。南面大垣SA1200に先行する仮の大垣と考えられる。南北に雨落溝をとまなう。SA1200の北側約16mの位置にあり、壬生門の中軸線上で約14.8mにわたって途切れている。このうち壬生門以西をSA1765、以東をSA14400とする。

南面大垣SA1200との距離約16mは小尺で54尺だが、大尺で45尺と切りの良い数値を得ることから、SA1765・SA14400は大尺で計画されたことが窺える。ただしSA1765とSA14400との間の距離、約14.8mは小尺で50尺と切りの良い数値を得る。このことは、SA1765とSA14400の間に設けられた仮の壬生門SB14545の柱間寸法に由来すると思われる。

大尺の使用

SA1765は主に兵部省の遺構と重複しない部分で、整地土を一部除去し、古墳時代の遺物包含層上面で検出した。兵部省と重複する部分では上層遺構の保存を考慮して、一部断ち割りにより柱穴を確認した。一方壬生門の中軸線付近では整地土が残存せず、古墳時代の遺物包含層上面で各時期の遺構と重複して検出した。ここでは切りあいから、宮内道路SF14350より古いことがわかる。SA1765は東半で18間分と中央部分で15間分、SA14400は西半で5間分を検出した。SA1765は朱雀門の東辺まで延びて途切れ、SA14400は朝集殿院の東面掘立柱塀の延長上に位置する南北掘立柱塀SA14680に取り付くことが既に確認されている²⁾。

柱掘形の多くは東西幅約150cm、南北幅90~130cm程度の長方形を呈し、明確ではないものの

柱抜取痕跡が認められる。残存深さは50~80cm程度のもものが大半を占めるが、壬生門の中軸に面した両端の柱掘形は他に比して深く、約2.4mを計る。

真壁造の土堀

柱間寸法は等間に仮定すれば、SA1765の中央部分で9.5尺〔2.81m〕前後に想定される。ただし東寄りでは9尺〔2.66m〕前後となり、東端1間が15尺〔4.44m〕と広く一定しない。したがって柱間寸法は9~10尺の範囲でばらつきがあったとみられ、このことから柱間は真壁造の土堀であったと思われる。

SD 3715・SA11700との関係

SA1765は中央部分を南北基幹排水路SD3715で東西に二分される。SD3715の東肩では南北掘立柱堀SA11700との切りあいがあり、これより古いことがわかる。SD3715との新旧関係は切りあいからは判断できないが、SA11700がSD3715にともなう可能性が高いことから、SA1765の建設時期はSD3715の開削以前に溯ると思われる。

雨落溝と屋根の規模

雨落溝は南北共に幅約80cm、残存深さ約20cmの素掘の溝である。このうちSA1765の南側雨落溝をSD1764、北側雨落溝をSD13940、SA14400の南側雨落溝をSD9480、北側雨落溝をSD14401とする。雨落溝はそれぞれ壬生門の中軸に面した両端の掘形より手前で途切れていて、中軸線上の空隙は約21.7mを計る。溝の心はSA1765の柱筋から南北にそれぞれ約2.2mの位置にあり、軒の出が7.5尺程度の屋根をともなうことが推定できる。なお、雨落溝の底には建設あるいは解体時の足場穴と目される小穴列SS13950・SS13955がある。

SS13950・SS13955

東西掘立柱堀SA1765の中央部分に、柱筋の両側に平行して並ぶ小穴列。位置関係や遺構の特徴から、SA1765の建設時あるいは解体時の足場穴と考えられる。このうち南側をSS13955、北側をSS13950とする。SS13950・SS13955は、柱筋からそれぞれ約2.4mの位置にあり、SA1765の雨落溝底のやや外寄りで検出した。直径約40cmの小穴が10尺〔2.96m〕程度の間隔で並ぶ。SA1765の東半では小穴列はみられないが、西半ではSS13950・SS13955と対応する位置に小穴列SS11730を検出している。

SB14545

SA1765とSA14400の間に想定される仮の壬生門。SA1765・SA14400の壬生門側の両端の掘形が他の掘形と比して深いことから、2本の親柱の上部に桁を架け渡した鳥居状の門が想定される。親柱間の距離50尺〔14.79m〕から3間門と考えられ、この間に礎石建ちの柱を立て、扉口を設けていたと思われる。

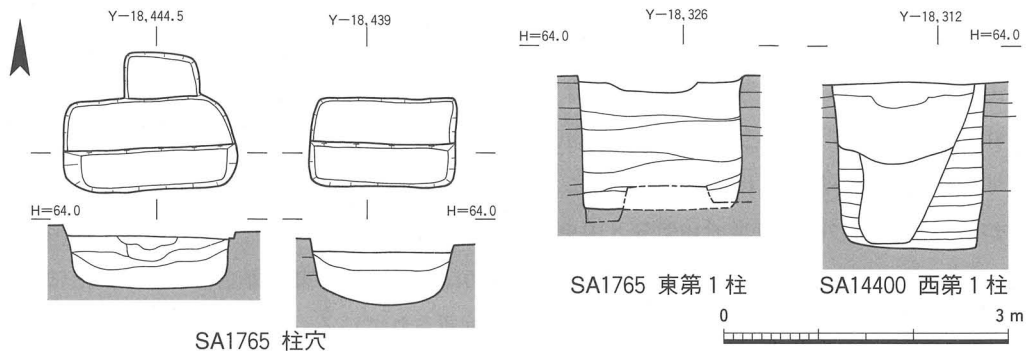
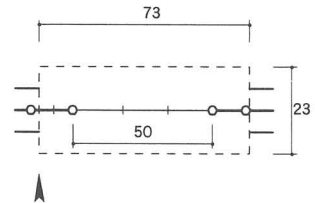


図13 SA1765・SA14400 1:80

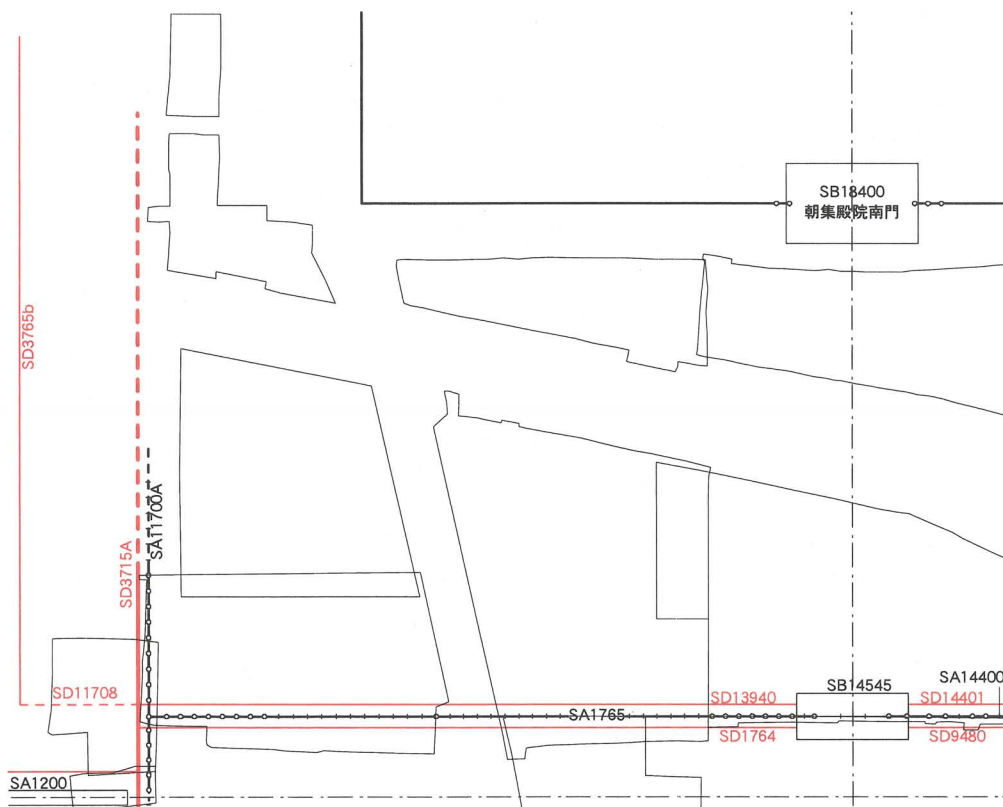


図14 I-2期の遺構 1:1500

さらに、SA1765・SA14400の雨落溝が親柱に想定される柱穴より手前で途切れることから、基壇規模土盛による基壇の存在が想定される。基壇の東西規模は73尺〔21.59m〕に推定できるが、南北規模は不明である。ただし門の規模から考えれば、23尺〔6.8m〕程度とみるのが妥当であろう。

SB14545は、基本的に壬生門の中軸上にあるが、正確には中軸が西へ35cm程度ずれている。こうした傾向は仮設建物 SB14380他4棟の配置にもみられ、建設年代あるいは仮設の建造物であることに起因する可能性が考えられる。

2-2-2-1-2 I-2期の遺構

朱雀門と壬生門の間に宮内を南北に貫流する基幹排水路 SD3715を整備する時期。SD3715の開削時、南面大垣 SA1200は朱雀門から SD3715の西側まで完成したものの、その先はまだ完成していなかったと考えられる。したがって壬生門周辺で本格的に造営に着手するのは、壬生門の建設と同時か、あるいは完成後のことであろう。

SD3715A

宮内を南北に貫流する素掘の南北溝。溝の規模から宮内の基幹排水路のひとつと考えられる。SD3715は宮内北方に端を発して中央区朝堂院地区と東区朝堂院地区の間を区画するように南流し、二条大路北側溝に至る。このうち本報告の対象とするのは、南面大垣 SA1200と交差する部分から北へ約33mの範囲である。この部分では埋土の状況から大きく3時期に分かれ、下層から順にA～C期に区分する。このうちA期がI-2期、B期がI-3期以降、C期が平城京廃絶後に想定される。

SD3715は、第一次大極殿院の南方で靈龜元年(715)の紀年銘木簡を含む土坑 SK5535を破壊

SD3715の開削年代

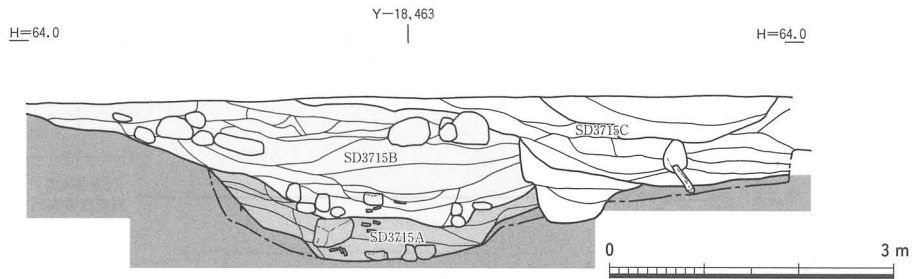


図15 SD3715 1:80

することから、霊亀年間（715～717）頃の開削と考えられてきた³⁾。しかし、これに対して遷都当初の和銅年間（708～715）に溯り得るとする異論も提示されている⁴⁾。本報告の対象範囲では、SA1765との重複関係から遷都より遅れる可能性を指摘できるものの、実年代を知りうる資料は得られなかった。したがって现阶段では、奈良時代初頭の開削という以外、明らかではない。

溝の浚渫

SD3715A は、幅が約3m、残存深さが約40cmの溝で、上面から約1.4mがB期の溝で削られている。埋土は暗灰色の砂質土で、瓦片や土器片に加え、木器や木簡、切石等、多くの遺物を含むが、奈良時代各時期の遺物が混在し、SD3715Bの埋土中の遺物と時期差が認められない。このことから、SD3715は奈良時代を通じて繰り返し浚渫されたことが窺える。

素掘の溝

SD3715Aの両肩には侵食によるとみられる出入りがあり、護岸の形跡は認められない。また溝底は南面大垣SA1200との交点付近から急激に下がり、この付近に直径30～60cmの自然石や凝灰岩切石の破片を多量に投入している。これらの石は何度かにわけて投入したらしく、二重三重に積み重なっている。SA1200との交点には、B期に護岸施設SX13280を設けており、これらの石はSX13280にともなう地固めの可能性が高い。さらに石の間や石の下からも瓦片が出土することから、SD3715Aの段階では素掘であったと考えられる。

SD11708・SD3765との関係

SD3715Aの西側にはSD11708が合流する。SD11708は東から東北方向へやや湾曲して流れる幅1.5m程の不整形な素掘の溝で、SD3715の西側に平行する素掘の南北溝SD3765から延びると考えられる。SD3765はSD3715に先行する南北排水路で、第一次大極殿院の造営にともなう可能性が指摘されている⁵⁾。またSD3765は中央区朝堂院の造営によって埋め立てられており、これにかわる南北排水路としてSD3715を開削したとされる。SD11708は南北排水路をSD3765からSD3715に切り替える過渡的な状況を示しており、中央区朝堂院の造営に先行してSD3715を開削し始めた可能性を示す。

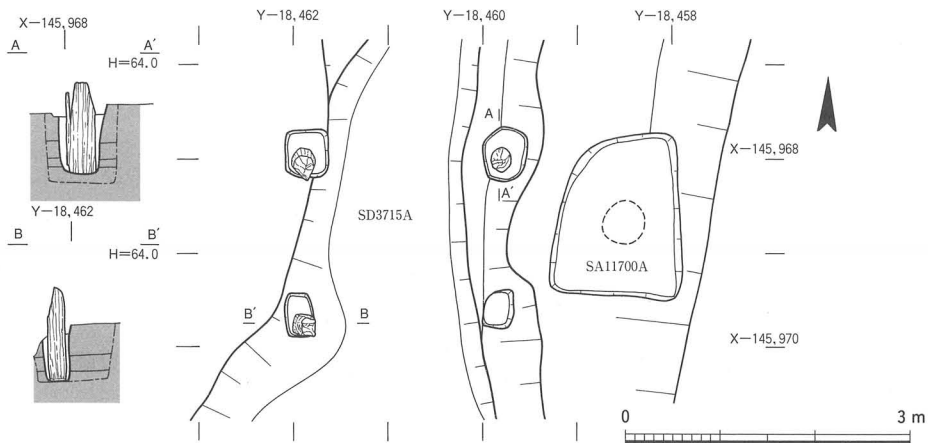


図16 SX11703 1:80

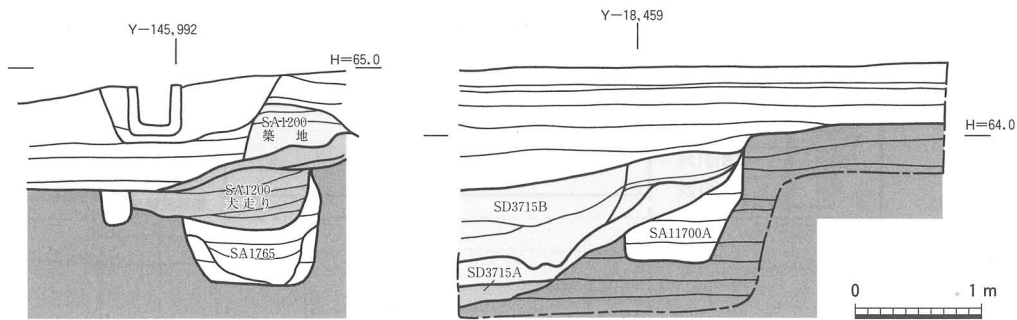


図17 SA11700A・SA1765とSD3715・SA1200 1:60

SX11703

SD3715A 北半の溝底にある橋脚の残欠。西岸に一对とみられる南北に並ぶ柱根が残り、東岸にこれと対応する柱根および柱掘形が確認できる。柱間は南北約1.6m、東西約2mで、柱根は直径約25cm、約1mの長さが残存する。橋脚の上部に桁を架けて南北につなぎ、その上に板を東西に並べた簡易な橋が想定される。また橋の規模や位置関係から、SX11703はSD3715Aに架かり、SD3715Bへの拡幅にもなって廃絶したと考えられる。

SA11700A

SD3715の東岸上にある南北掘立柱塀。同規模の柱穴列が東西2列に並ぶ。柱筋が揃うことから単廊とする見方もあるが、ここでは位置関係や切りあいから、掘立柱塀の造替と判断した。すなわち西側の柱穴列がI-2期、東側の柱穴列がI-3期以降に想定され、このうち前者をA期、後者をB期に区分する。

SA11700Aは南面大垣SA1200との交点から北へ10間分を検出した。壬生門心から西へ約140mのところであり、大尺でおよそ395尺になる。柱掘形は南北約1.5m、東西約1.2m程度の長方形を呈し、60~80cm程度の深さが残存する。明確ではないものの柱抜取痕跡が認められ、SA1765の柱穴とよく似た特徴を示す。柱間は柱掘形が大きいため様々な可能性があるが、等間で考えればおよそ10~10.5尺〔2.96~3.1m〕に想定される。

南から6本目の柱穴に東西掘立柱塀SA1765の柱穴との切りあいがあり、これより新しいことがわかる。また南端の柱穴では柱抜穴を切って南面大垣SA1200北側の犬走りの掘込地業を行なっていることを確認した。SA1200では犬走りの造成と築地塀の築成は一連の工程に考えられることから、SA11700Aを取り壊した後にSA1200を建設したと推定できる。さらに北半の柱穴がSD3715Bの東肩に切られ、その埋土に覆われることから、SA11700AはSD3715の拡幅にもなって廃絶したと考えられる。

以上のことからSA11700AはSD3715Aの東岸に設けられた区画塀で、SD3715Bに拡幅した際に東へ移り、SA11700Bに造り替えられたと推定できる。またSA11700Aの建設は東西掘立柱塀SA1765より遅れ、南面大垣SA1200の建設に先行する。SA1200とSA11700Aは層位上併存し得ず、SA11700Aが存続した時期に、SA1200はSD3715以西が完成したものの、SD3715以東はまだ完成していなかったとみられる。

SD 3715 ・
SA 1765 ・
SA 1200 と
の
新
旧
関
係

2-2-2-1-3 I-3期の遺構

壬生門および南面大垣が完成し、壬生門と朝集殿院の間に本格的に整備される時期。まだ兵

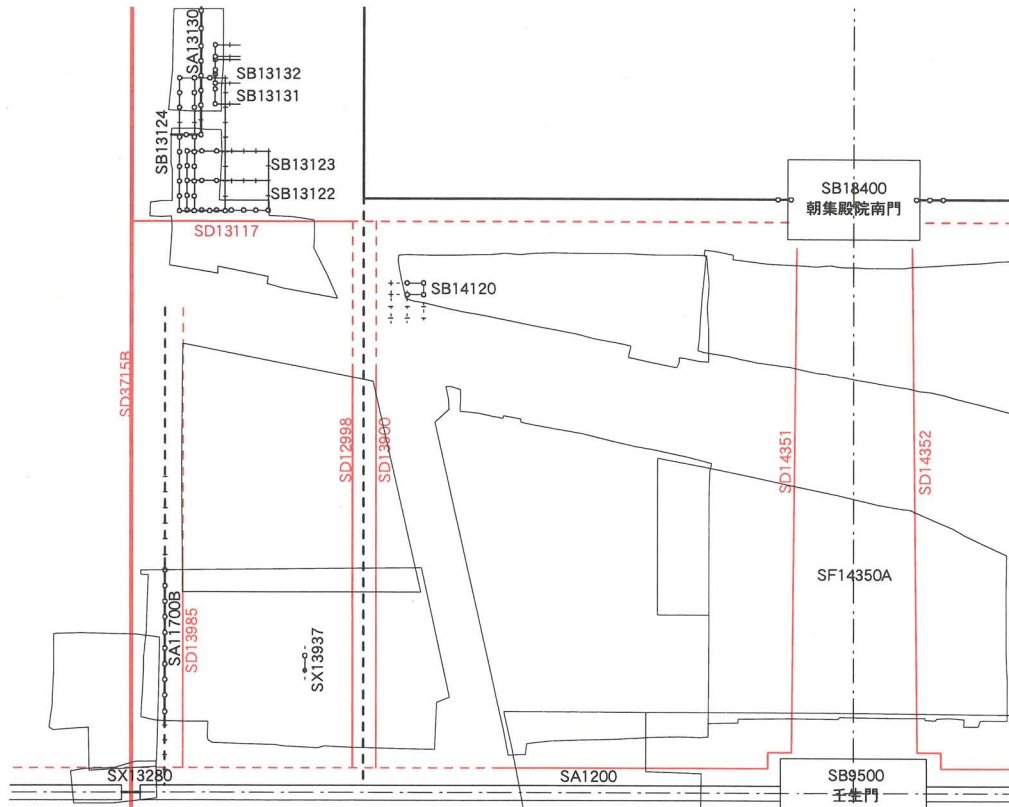


図18 I-3期の遺構 1:1500

部省・式部省は造営されず、暗灰褐色の粘質土（第一次整地土）を大量に投入して谷地や窪みを埋め、地表面を平坦に整えるに止まる。この頃、朝集殿院前方は前期の朝集殿院と同じ東西幅で南北に掘立柱塀を設けて区画していたと想定されるが、⁷⁾ 顕著な建造物は確認できず、基本的には広大な広場であったと思われる。

朝集殿院の西側では、第一次整地土上で多数の掘立柱建物を重複して検出した。このうち東西築地塀 SA13120 に先行すると判断できるものを I-3 期に仮定した。

SD3715B

拡幅した宮内基幹排水路。SD3715A を東へ 1 m、西へ 3 m 程拡げる。拡幅した東岸が SA11700 A の柱穴を切ることから、これを廃絶して溝を上げたことがわかる。残存深さは約 1.4 m で、椀状に掘削するため、溝底に SD3715A が残存する。

埋土は暗灰色の粘質土で、SD3715A の埋土と同様、多様な遺物を多量に含み、特に南半では瓦片が多い。このうち年代を示すもので個体数が多いのは軒丸瓦 6225A・C (Ⅲ) と軒平瓦 6663 C (Ⅲ) だが、これより新旧の時期の瓦も多く混在している。両岸には流水による侵食とみられる出入りがあり、西岸では墨書土器を含む土器溜を形成していた。こうした状況から、SD3715 B は奈良時代末期まで存続したと考えられる。

**SD 3715 C
への改変**

SD3715C は、SD3715B の埋土上に形成された幅 4 m、残存深さ 60cm 程度の溝である。埋土は砂と粘土の互層で、奈良時代の遺物をほとんど含まず、宮廃絶後の流路と考えられる。SA1200 との交点付近では南流せず、西南方向へ大きく流れを変えるが、これは SD3715B に大量の石を投入して流路を塞いだ結果と考えられる。宮廃絶後の様相を示すものであろう。

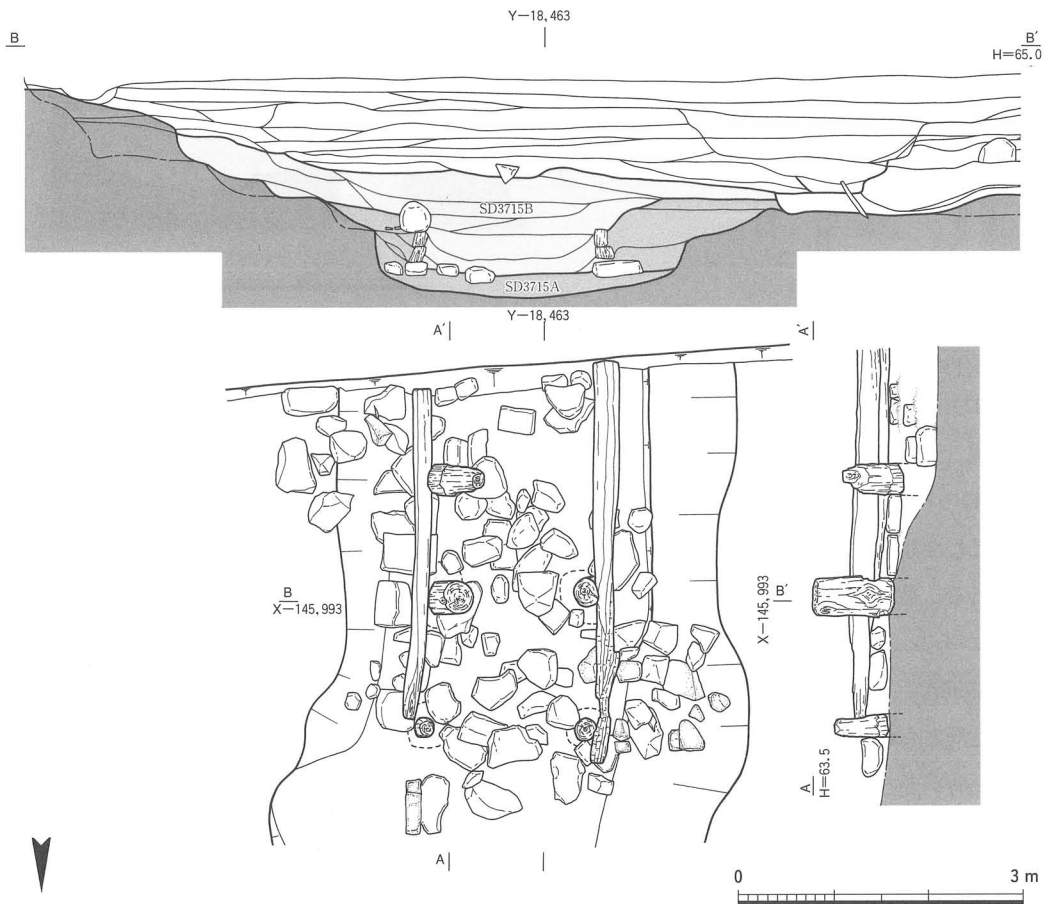


図19 SX13280 1:80

SX13280

SD3715BのSA1200と交差する部分にある護岸施設。溝底を30～60cmの石で地固めをし、両岸を杭で固定した横板で固める。杭は西岸で2本、東岸で3本が残存し、横板は調査区外へ延びる。東岸の南から2本の杭は内側に大きく傾き、西岸の南の杭は既に失われている。杭は直径30～40cmで、上端が腐食して原形を留めないものが多い。ただし東岸中央に位置する杭は腐食が少なく上面に切断した痕跡を残し、残存長さは約1.2mを計る。横板は断面が15×20cm程度の角材で、下から2段目までが残存する。

柱間寸法は南北が約1.4m、東西が約1.7m、横板心の東西幅は約2.1mである。尺に換算しても切りの良い数値を得られないことから、SX13280は水流による溝肩の侵食を防ぐためのきわめて実用性の高い施設と考えられる。

SX13280の構造上、この上部に築地塀は想定しえず、SA1200は奈良時代を通じてSD3715の上部で途切れていたことになる。ただし、SX13280がSD3715BのうちSA1200との交差部分にのみ設けられた施設であることや南面大垣の性格を考慮すれば、上部に何らかの閉塞施設を設けていた可能性は十分に考えられよう。この場合SX13280は、横板を固定する杭の上部に南北に桁を架けてつなぎ、その上に東西に板を渡した簡易な橋のような施設に復元できる。そしてこの上に柵や板塀といった軽量の遮蔽施設を設けていたと想定される。

南面大垣
SA 1200と
の関係

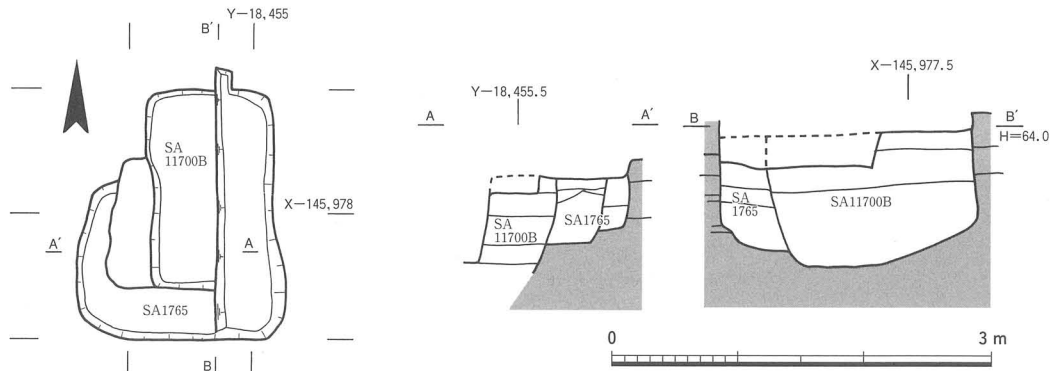


図20 SA11700BとSA1765 1:60

SA11700B

SD3715Bへの拡幅ともない、SA11700Aを10尺〔2.96m〕東へ移したと考えられる南北掘立柱塀。SD3715Bの東岸上で9間分を検出した。柱穴の特徴や規模はSA11700Aと一致する。SA1765の柱穴と切りあいがあり、これより新しいことがわかる。なお、SA11700BをI-3期に想定した場合、南面大垣SA1200との併存が前提となるが、現段階でSA1200との交点は未確認である。想定される柱心から東へ10尺〔2.96m〕のところに、雨落溝とみられる南北溝SD13985がある。

SF14350A

壬生門から朝集殿院南門に至る宮内道路。遺構の配置から2時期が想定され、A期がI-3期、B期がII-2期に想定される。すなわちA期に壬生門の完成にもなって整備され、B期に兵部省・式部省周辺の改修にもなって道路幅を拡幅したと考えられる。

SF14350Aは、SD14352(東側)とSD14351(西側)を両側溝とする。溝幅は共に50~60cm、深いところで5~10cmが残存する。削平により失われている箇所も多く、遺構の検出状況は断片的だが、残存箇所が広範にわたるため全体の規模を推定できる。溝底の標高はH=63.5~63.7m程度で北がやや高い傾向を示すが、ほぼ水平とみることができる。溝間の距離は、北端付近では心々約23mであるのに対し、南端付近では心々約25mと広がっており、両側溝が平行ではなく、南広がり八の字に設けられていたことがわかる(第4章-5-2-3でさらに検討する)。溝の南端は壬生門の基壇に沿って屈曲し、SA1200の北側雨落溝に接続する。北端は調査区外に延びるため未検出だが、朝集殿院南門の南辺まで続くことは疑いない。

SF14350Aは層位や切りあいからは時期を決定し得ないが、位置関係から考えれば、壬生門にもなう道路と考えるのが妥当であろう。

SD12998・SD13900

壬生門の中軸線から西へ約97mの付近に、南北に平行して走る2条の素掘溝。位置関係から、朝集殿院の前面を区画する南北掘立柱塀の両側溝に比定される。第二次整地土に覆われるため、部分的にしか検出していない。

SD12998は兵部省西第一堂の南側で、第二次整地土を一部除去し、第一次整地土上で検出した。幅約1.4m、深さ約30cmの素掘の溝で、埋土に若干の瓦片を含む。西第一堂・第二堂の西側柱とはほぼ重複する位置にある。一方SD13900は、兵部省東第二堂の基壇の断ち割りなど3箇所、SD12998と同じく第一次整地土上で検出した。幅30~60cm、深さ約20cmの素掘の溝で、南半の一部は兵部省の排水溝に転用されている。西第一堂・第二堂の東側柱とはほぼ重複する位置に

あり、SD12998との心々距離は16尺〔4.73m〕である。

式部省の調査では、東第一堂・第二堂の下層で南北掘立柱塀 SA14680とこれにともなう東西雨落溝 SD11990・SD12030を検出している⁸⁾。SD11990・SD12030は、SD12998・SD13900と壬生門心を挟んで対称の位置にあり、この関係から SD12998・SD13900の間に南北掘立柱塀の存在が予想される。この前提に立てば、兵部省の造営以前の朝集殿院と壬生門の間は、壬生門心を対称に配された南北掘立柱塀によって、東西幅550大尺〔195.14m〕に大きく区画されていたことになる。

SX13937

兵部省の西面廊 SC13915の下層、第一次整地土上で検出した10尺〔2.96m〕の間隔で並ぶ柱穴。このうち南側には柱根が残存する。兵部省の遺構群と対応する明確な位置関係は認められない。したがって SX13937は兵部省下層の第一次整地土上に何らかの建造物があった可能性を示唆するが、これと対応する柱穴は検出していない。

SB14120

朝集殿院西南隅の南側、第一次整地土上で検出した掘立柱建物。建物の東北隅と考えられる柱穴4基を検出し、調査区外の西あるいは南に延びる。柱掘形は一辺60cm程度の方形で、深さ50～70cmが残存し、柱抜取痕跡を残す。柱間寸法は東西が11尺〔3.25m〕、南北が8尺〔2.37m〕である。SD12998・SD13900との位置関係から南北棟に想定される。

SB13122・SB13123

朝集殿院と SD3715の間、第一次整地土上で重複して検出した2棟の掘立柱建物。東西築地塀 SA13120北側の排水溝と目される SD13121と切りあいがあり、これより古いことがわかる。SB13122と SB13123の柱穴同士の切りあいはなく、新旧関係は確定できない。

SB13122は、梁行2間の総長約6m、桁行6間以上の東西棟で、東側が調査区外へ延びる。柱掘形は直径80cm程度の円形で、25～30cmの深さが残存し、直径25cm程度の柱痕跡を残す。桁行の柱間寸法は、梁行は10尺〔2.96m〕等間だが、桁行は8～10尺〔2.37～2.96m〕の間でばらつきがある。

SB13123は、SB13122の北側に隣接する東西棟で、建物規模が SB13122と一致する。SB13122の北側柱列が SB13123の南側柱列を兼ねており、この柱列を残して建替えたのであろう。ただし柱穴が直径50cm程度、柱痕跡も直径15cm程度と、SB13122と比して小さいことから、別材を使用したと思われる。

SB13131・SB13132

朝集殿院と SD3715の間にある掘立柱建物群のうち、

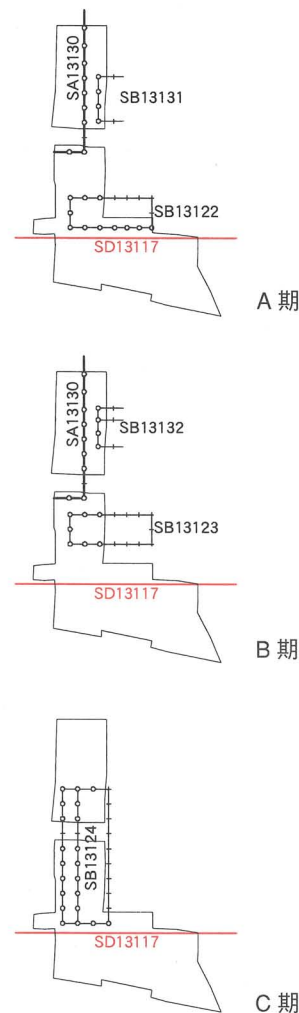


図21 朝集殿院西外郭の遺構変遷

北半で重複する2棟の建物。西側柱列と考えられる南北柱穴列のみを検出した。周辺に奈良時代の整地土は確認できず古墳時代の包含層上面で検出したが、古墳時代の遺構SD13134やSK13127と切りあいがあり、これより新しいことがわかる。SB13122・SB13123の西から2間目と柱筋を揃えることから、同じ時期に仮定した。SB13131とSB13132の柱穴同士の切りあいはなく、新旧関係は確定できない。

SB13131で検出した柱穴列は3間分で総長約9m、柱間寸法は10尺等間である。西側柱列と考えられるが、これより東は調査区外となり詳細は不明である。西南隅柱はSB13122の北側柱心から北へ51尺〔15.08m〕のところに位置する。柱掘形は一辺60cm程度の方形で、深さ20～30cm残存し、直径20cm程度の柱痕跡を残す。

SB13132で検出した柱穴列も同じく3間分だが、総長約7.7mと短く、柱間寸法は南2間が9尺〔2.66m〕等間、北1間が8尺〔2.37m〕となる。このことからSB13132は北廂付の東西棟に推定できる。西南隅柱はSB13131の西南隅柱の北側14尺〔4.14m〕に位置する。柱掘形は直径約50cmの円形で、深さ約30～40cmが残存し、直径20cm程度の柱痕跡を残す。

SA13130

SB13131・SB13132の西側およびSA13122・SA13123の北側をL字形に折れて通る掘立柱塀。南北棟の掘立柱建物とも考えられるが、ここでは位置関係からSA13122・SA13123およびSB13131・SB13132にともなう区画塀と判断した。

SA13130は、SB13131・SB13132の西側柱心から西へ9.5尺〔2.81m〕のところにあり、これと平行する南北柱穴列8間分を検出した。北端は調査区外へ延び、南端はSB13123の北側柱心から北へ11尺〔3.26m〕のところで西へ折れる。柱掘形は東西約60cm、南北約80cmの長方形で、約40cmの深さが残存し、柱抜取痕跡をとまなう。柱間寸法はおよそ10尺〔2.96m〕等間だが、南から7間目のみ12尺〔3.55m〕と広く、出入口に想定される。

SB13124

SA13122・SA13123、SB13131・SB13132、SA13130と重複して検出した南北棟の掘立柱建物。桁行9間、梁行3間と比較的規模が大きく、8間2間の身舎の西側に廂を付した建物と考えられる。SB13122と同じくSD13121と切りあいがあり、これより古いことがわかる。重複する建物の柱穴と切りあいはなく、新旧関係は確定できない。

柱掘形は、大きさにややばらつきがみられるが、身舎部分が南北約90cm、東西約60cmの長方形、廂部分が直径約70cmの円形を呈し、直径25～30cmの柱痕跡を残すものが多い。桁行総長は約26.7m、柱間寸法は北8間が10尺〔2.96m〕等間、南1間が9尺〔2.66m〕となる。梁行総長は約8.7m、柱間寸法は東2間が10尺〔2.96m〕等間、廂となる西1間が9尺〔2.66m〕と狭くなる。

SD13117

SB13122・SB13124の南側に位置する素掘の東西溝。幅50～70cm、深さ8～11cmが残存し、両端とも調査区外へ延びる。SB13122の南側柱心から南へ7尺〔2.07m〕のところに位置する。SD13122を境にして、北側では掘立柱建物を多数検出し、南側では顕著な遺構を留めない。ちなみにSD13122の溝心は、朝集殿院南面区画塀の想定心から16尺〔4.73m〕のところに位置する。朝集殿院西辺を区画する見切りの溝であろうか。

2-2-2-2-1 II-1期の遺構

灰褐色の砂質土（第二次整地土）であらたに整地をして地盤を整え、兵部省に比定される築地塀で区画した正方形平面の官衙が造営される時期。官衙内は東西塀を設けて南北に大きく区画する。建物はすべて礎石建ちで、南側の区画の中央北半に正殿を置き、その東西に二棟ずつ脇殿を配する。北側の区画は中央に後殿を置き、その東西に一棟ずつ殿舎を配し、それぞれの間を掘立柱塀で区画する。ここではこれらの殿舎を、官衙内の位置関係からそれぞれ「西北殿」「東北殿」と呼称する。また正殿の東西に並ぶ脇殿を、朝堂院に擬して北から「第一堂」「第二堂」と呼称する。

兵部省の遺構

SA12400

兵部省の
東西規模

兵部省の南面を限る東西築地塀。中央部分の約12mが市道（都跡通り）と重なるため未検出であるが、それ以外の部分で計約63mにわたって検出し、東端および西端を確認した。これにより兵部省の四至を限る築地塀の東西規模は心々で252尺〔74.52m〕に推定できる。

築地の規模

残存する基底部分は幅約2.4mで、両側に雨落溝 SD13840（南側）と SD13855（北側）をとまなう。基底部分の中央がやや高まる形で積土が15～40cmの厚さで残存する。これに残る堰板の抜取痕跡から築地本体の基底部分の幅を5尺〔1.48m〕に復元できる。

雨落溝

雨落溝は素掘りで深さ10～15cmが残存する。幅は、外側に位置する南側雨落溝 SD13840が80cm～1m程であるのに対し、内側に位置する北側雨落溝 SD13855が40～60cmと狭くなっている。築地心と雨落溝心の距離はSD13840が7.5尺〔2.22m〕程度であるのに対し、SD13855が5.5尺〔1.63m〕程度と、溝幅と同様に狭くなっている。こうした築地と雨落溝のおさまりは、四至の築地に共通していて、外周の溝が周囲の排水溝として機能していたことを窺わせる。なお、SA12400の内側にはII-2期にSC13910を付設するため、当初の北側雨落溝SD13855はこの基壇土の下に埋没している。

SD13860

南面築地の北側雨落溝のうち、西第二堂の西側雨落溝 SD13870との接続部から外部へ抜ける暗渠 SX13850に至るまでの約10mの部分。幅70～80cm、深さ20～30cmと、他の部分に比べて広く深く、北肩を凝灰岩で護岸する。北側雨落溝はSD13870以西にも延びるが西面築地の東側雨落溝とは接続せず、II-2期に付設するSC13915の東側雨落溝と接続する。従ってSD13870以西の北側雨落溝はII-2期の付設で、II-1期にはSD13870とSD13860がL字形に接続していたと考えられる。

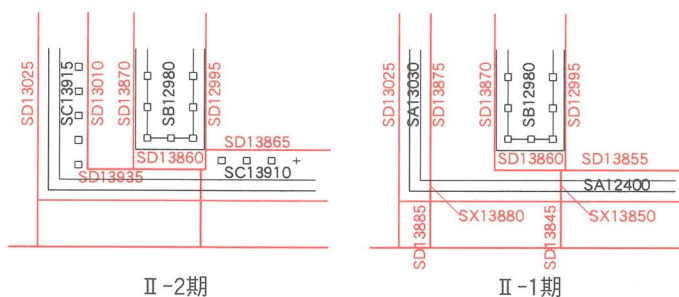
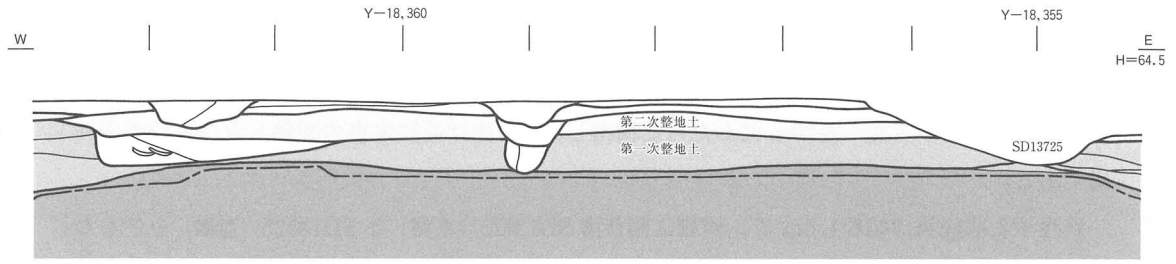
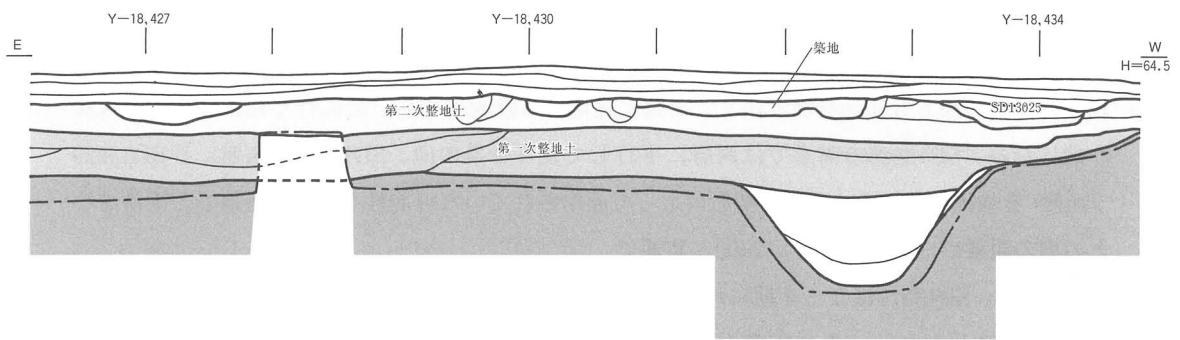


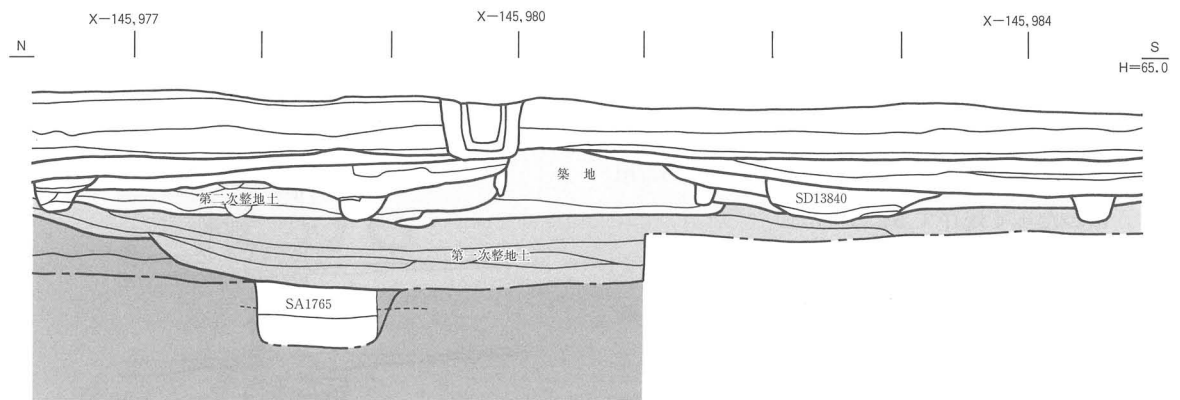
図23 兵部省西南隅の溝の付替



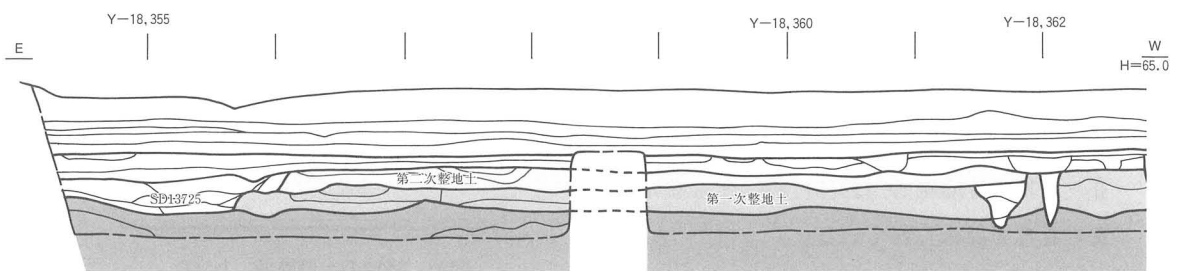
東面築地 SA13720



西面築地 SA13030



南面築地 SA12400



北面築地 SA14080

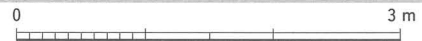


図24 築地の土層断面 1:60

SA13030

兵部省の西面を限る南北築地塀。中央やや北寄りに西門 SB13040を開く。南面築地 SA12400と接続する南端から北へ約70mにわたって検出し、その先は近鉄電車の線路と重なるため未検出である。

添柱痕跡 残存する基底部分は幅約1.8mで、両側に雨落溝 SD13875（東側）と SD13025（西側）をとともなう。基底部分の上面はほぼ水平に削平されているが、積土が約15cmの厚さで残存し、その上面には直径約30cmの小穴列 SS13890（東側）と SS13895（西側）が平行して南北に並ぶ。これらは築地塀が想定される心から対称の位置にあり、さらに対となる小穴の内法が約1.5mであることから築地築成時の添柱痕跡に比定される。

雨落溝 雨落溝は東側と西側で様相を異にする。外側に位置する西側雨落溝 SD13025は幅1.1～1.5mの素掘で、深さ約30cmが残存する。また、西門 SB13040の前面では東肩がやや西側に張り出す様子が確認できる。これに対して内側に位置する東側雨落溝 SD13875は幅約50cmと SD13025と比して狭い。深さも10cm程度と浅く、一部に途切れる箇所があり、北に行く程、検出状況は断片的になる。SD13025の南半では両肩に平行して走る2条の溝、SD13928（東側）と SD13929（西側）を検出しており、両肩が切石によって護岸されていた可能性を示す。築地心と雨落溝心との間の距離は、南面築地 SA12400と共通である。なお、SD13875はⅡ-2期に片廂廊 SC13915付設にともない、その基壇土で埋め立てられており、この時に SD13875の北半には大量の瓦片が捨て込まれている。

SX13880

西面築地の東側雨落溝 SD13875と接続し、南面築地 SA12400の下を横断する暗渠。築地の基底部分上面の約30cm下に、直径約25cmの一木を半截してくり貫いた木樋が長さ約5.7mにわたって残存する。

木樋 木樋は南端を南面築地の基底部分南辺に揃え、北端を南端より25cm程高くして据え付けられる。木樋の南端は南北溝 SD13885に接続しており、さらに南流して南面大垣の北側雨落溝 SD1813に注ぐと考えられる。築地と重なる木樋南半の上部構造は不明だが一部に凝灰岩片が残るので、これを蓋石としていた可能性も考えられる。木樋北半は開渠となり SD13875の底を形成していたと考えられるが、Ⅱ-2期の片廂廊 SC13915付設にともない大量の瓦片で埋められている。

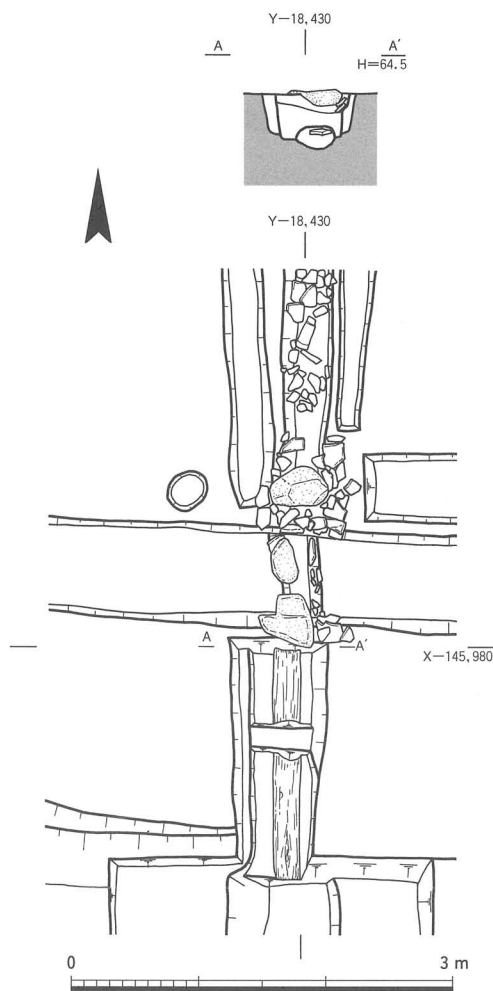
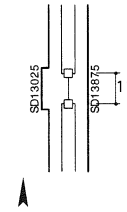


図25 築地の土層断面 1:60

SB13040

西面築地 SA13030に開く兵部省の西門。礎石建ちの棟門と考えられる。礎石据付掘形の内側に抜取穴があり、礎石はその傍らに掘られた土坑に落とし込まれている。礎石は直径60cm程の自然石、礎石据付掘形は東西幅約1.2m、南北幅1.5～1.8mの長方形であったとみられる。想定される柱間寸法は11尺〔3.25m〕、礎石据付掘形の形状からすれば礎石の内側に唐居敷を据えていた可能性も考えられる。これらから想定される西門の東西心は、南面築地心から北へ109尺〔32.23m〕の位置である。



SA13720

兵部省の東面を限る南北築地塀。中央やや南寄りに東門SB13730Aを開く。南面築地SA12400と接続する南端から北へ約50mにわたって検出した。その先は近鉄電車の線路と重なるため大部分が未検出だが、線路の北際において北面築地 SA14080と接続する北端を検出した。これにより兵部省の四至を限る築地塀の南北規模は心々で250尺〔73.93m〕に推定できる。

兵部省の
南北規模

残存する基底部は幅約2mで、両側に雨落溝 SD13725 (東側) と SD13726 (西側) をともなう。基底部の上面はほぼ水平に削平されていて、南半では積土が5～10cmの厚さでわずかに残存する。その上面には直径約30cmの小穴列 SS13721 (東側) と SS13322 (西側) が平行して南北に並んでおり、西面築地 SA13030で検出した SS13890・SS13895と同様に、築地塀築成時の添柱痕跡に比定される。北半では積土は削平されて残存せず、添柱痕跡もみられない。

添柱痕跡

雨落溝は素掘で、西面築地 SA13030と同様の様相を示し、外側に位置する東側雨落溝 SD13725が広く深く、内側に位置する西側雨落溝 SD13726が狭く浅い。築地心と雨落溝心との間の距離は、前述した南面および東面築地と共通する。東側雨落溝 SD13725は幅約1.8m、築地の基底部となる西肩が東肩と比して20～30cmほど高く、残存深さは東肩から計って約20cmである。築地の基底部以東の遺構検出面には大きな高低差はみられない。東肩以東がより深く削平された結果でもあろうが、遺構の残存状況や高低差から判断すれば、そもそも兵部省の内部が周辺より若干高く造成されていた可能性が高い。

雨落溝

東門 SB13730の東側では、当初真直ぐに通っていた雨落溝 SD13725をⅡ-2期の門基壇の拡張ともなって鉤の手に張り出すように付け替えた様子を確認できる。東門東側の SD13725は幅約60cm、残存深さ約10cmと細く浅く、この上に改築した東門の東側柱礎石据付掘形を設けている。そして、これを迂回するように SD13732を設け、南北に別れた SD13735を接続している。

雨落溝の
付け替え

西側雨落溝 SD13726は幅約70cm、深さ約20cmが残存する。東門の西側では途切れており、東門の南北に設けた暗渠 SX13728 (南側) と SX13727 (北側) を通じて外側の雨落溝 SD13725に接続する。溝の埋土には凝灰岩切石の残欠がみられ、抜取痕跡を検出していないものの、両肩を切石で護岸していた可能性を示す。なお、SD13726はⅡ-2期に片廂廊 SC13735の付設にともない、その基壇土で埋め立てられている。

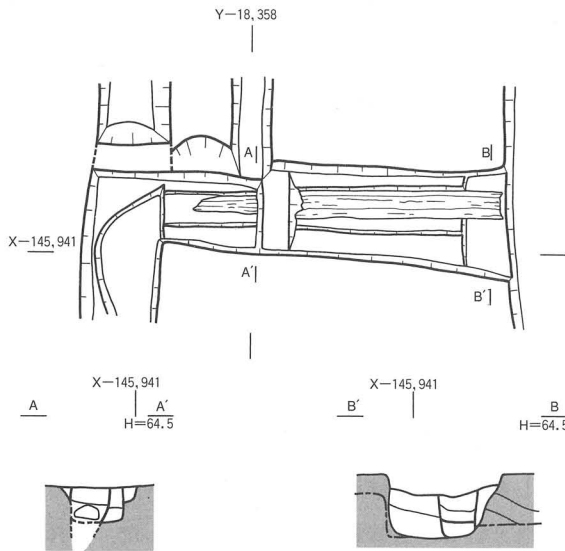


図26 SX13727 1:60

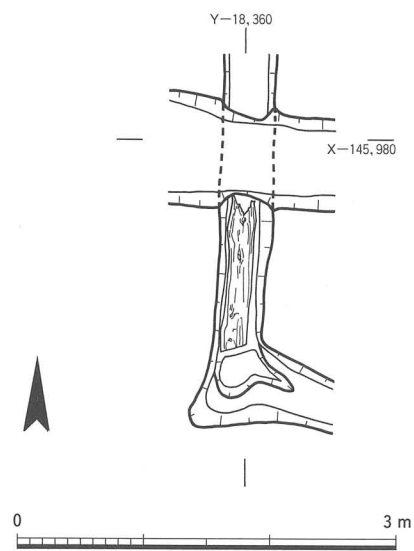


図27 SX9479 1:60

SX13727

東面築地を潜る暗渠2条のうち、北側の暗渠 SX13727には木樋の一部が残存する。暗渠は築地の基底面上面に幅約70cm、深さ約50cmの据付掘形を設け、その埋土に幅約25~30cm、高さ約20~25cmの木樋を北寄りに据えた痕跡を残す。据付掘形の上層は、瓦片混じりの茶褐色粘土で覆い被せて仕上げている。

木 樋

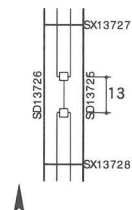
築地の基底面上面から約30cm下に、幅約20cm、長さ約2.4mの木樋の底板が残存する。底板上面の東端の標高は西端と比して7cm程低く、西から東、すなわち内から外へ排水していたことがわかる。南側の暗渠 SX13728には木樋は残存しないが、据付掘形が同じ特徴を示すことから、同様の暗渠に復元できる。

SX9479

東面築地の西側雨落溝 SD13726と接続し、南面築地 SA12400の下を横断する暗渠。SX13880と対称の位置にあり、同様の暗渠に推定できる。築地の基底面上面の約10cm下に直径約25cmの一木を半截して削りぬいた木樋が約1.2m残存する。木樋の南端は築地の基底面南辺と揃い、残存部分だけでも北端は南端より5cm程高く据え付けられている。このような遺構の残存状況は SX13880と類似した性格を示す。ただし、南端に接続する南北溝はみられず、南面築地の南側雨落溝 SD13840とT字形に接続していたと考えられる。

SB13730A

東面築地 SA13720に開く兵部省の東門。遺構の切りあいから2時期に分かれ、前半(A期)がⅡ-1期、後半(B期)がⅡ-2期に相当する。A期には西門 SB13040と同様の礎石建ちの棟門が想定されるが、B期に八脚門へと大きく建て替えられている。したがってA期の遺構はB期に破壊されており、残存状況はあまり良くない。また、このような遺構の変遷や壬生門と朝集殿院南門をつなぐ宮内道路 SF14350との関係から、東門 SB13730は実質上の正門と考えられる。



造営当初の東門

SB13730Aは、わずかに残る地業痕跡と東面築地の雨落溝を兼ねる東側雨落溝 SD13725のみだが、地業の残存状況や雨落溝の改修状況から判断して棟門であったと想定される。地業痕跡

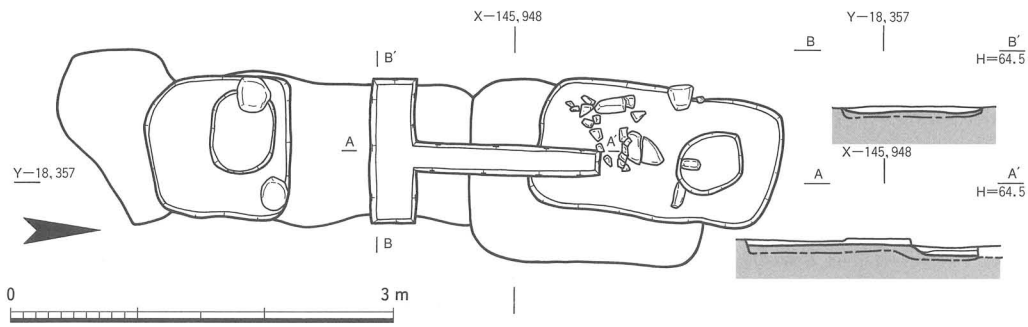


図28 SB13730A 1:60

は、凝灰岩片を含む茶褐色土が西門 SB13040 と対称の位置に、3～5 cm の厚さで幅 1.2～1.4 m の帯状に残存する。また、A 期の礎石据付掘形や抜取穴が残存しないことから B 期のものと重複していると考え、柱間寸法は西門より広い 13 尺 [3.84m] に復元できる。これらから想定される東門の東西心は南面築地心から北へ 109 尺 [32.23m] であり、西門と心を揃える。

SA14080

兵部省の北面を限る東西築地塀。大部分は近鉄電車の線路と重なるため未検出だが、東面築地 SA13720 と接続する東端から西へ 7 m 程をかりうじて検出した。

築地の積土はまったく残存しないが、東面築地の東側雨落溝 SD13725 と接続する北側雨落溝 SD14085 と、その南側に平行して並ぶ小穴列 SS14101 を検出した。雨落溝 SD14085 は素掘で、幅約 1.5 m、深さ約 30 cm が残存する。一方、小穴列 SS14101 は直径 30 cm 程の小穴が、雨落溝心から南に約 1.2 m の位置に、約 2 m の間隔を置いて並ぶ。このような遺構の検出状況から、北面築地も他の三面と同じ仕様の築地塀が想定され、小穴列 SS14101 は築地塀建設時の外側の添柱痕跡に比定される。

雨落溝と添柱痕跡

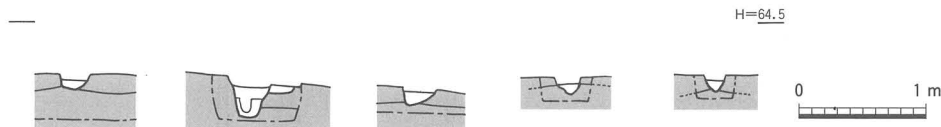


図29 SS14101 1:60

SA13020

兵部の内部を南北に区画する掘立柱東西塀。南面築地心から北へ 182 尺 [53.82m] に位置し、両側に雨落溝 SD13005 (南側) と SD13006 (北側) をともなう。

雨落溝は幅約 40 cm、深さ 10～15 cm が残存する素掘の溝で、内側の肩に瓦片を敷き並べるが、これは後述するように塀基底部の一部と考えられる。溝間の心々距離は約 1.3 m、この中心に SA13020 の柱筋が通る。このうち北側雨落溝 SD13006 は西面築地塀 SA13030 の下を暗渠で抜けて外部へ延びる。

雨落溝

柱穴は、西半 7 間分、東半 16 間分を検出し、総柱間は 28 間に推定できる。柱間寸法は 8 尺弱～9 尺強 [2.3～2.7m] の範囲でばらつきがみられる。東から 3 間目および 12 間目、西から 3 間目では、基底部の上面に石を敷き詰めた様子が確認でき、通路あるいは扉口に推定できる。検出した 25 基の柱穴のうち約半数の 12 基に柱根を残す。このうち東の第 8、第 9、第 11 柱および西の第 1、第 2 柱では断ち割り調査により柱根を確認した。柱根は直径約 20 cm で、70 cm～1 m

柱間寸法

の長さが残存する。掘形の底面は標高63m 前後で一定しており、東の第8柱では底に凝灰岩の礎盤石を置く。いずれの柱穴にも抜取穴は確認できず、掘形も区画塀基底部の積土に覆われるため雨落溝の底で確認するに止まる。

区画塀の工

このような柱穴の特徴や断ち割り調査の結果から、区画塀の基底部では以下のような工程をとったことが知られる。まず掘形を設けて柱を立て、その上に積土をして区画塀の基礎を固めた後、両側に雨落溝を掘る。これに類似した工程は、SA13920でも確認されており、柱穴の特徴を合わせて考えれば、兵部の内部の掘立柱塀すべてに共通すると考えられる。

区画塀は土

また、基底部の積土の上では、雨落溝の肩に沿って並べた2列の瓦片列を検出した。柱間寸法にばらつきがあることも踏まえると、瓦片列を下端の見切りと考えて、SA13020は掘立柱を心にした土塀と考えるのが妥当であろう。この場合、基底部の幅は2尺強〔0.6~0.7m〕に復元

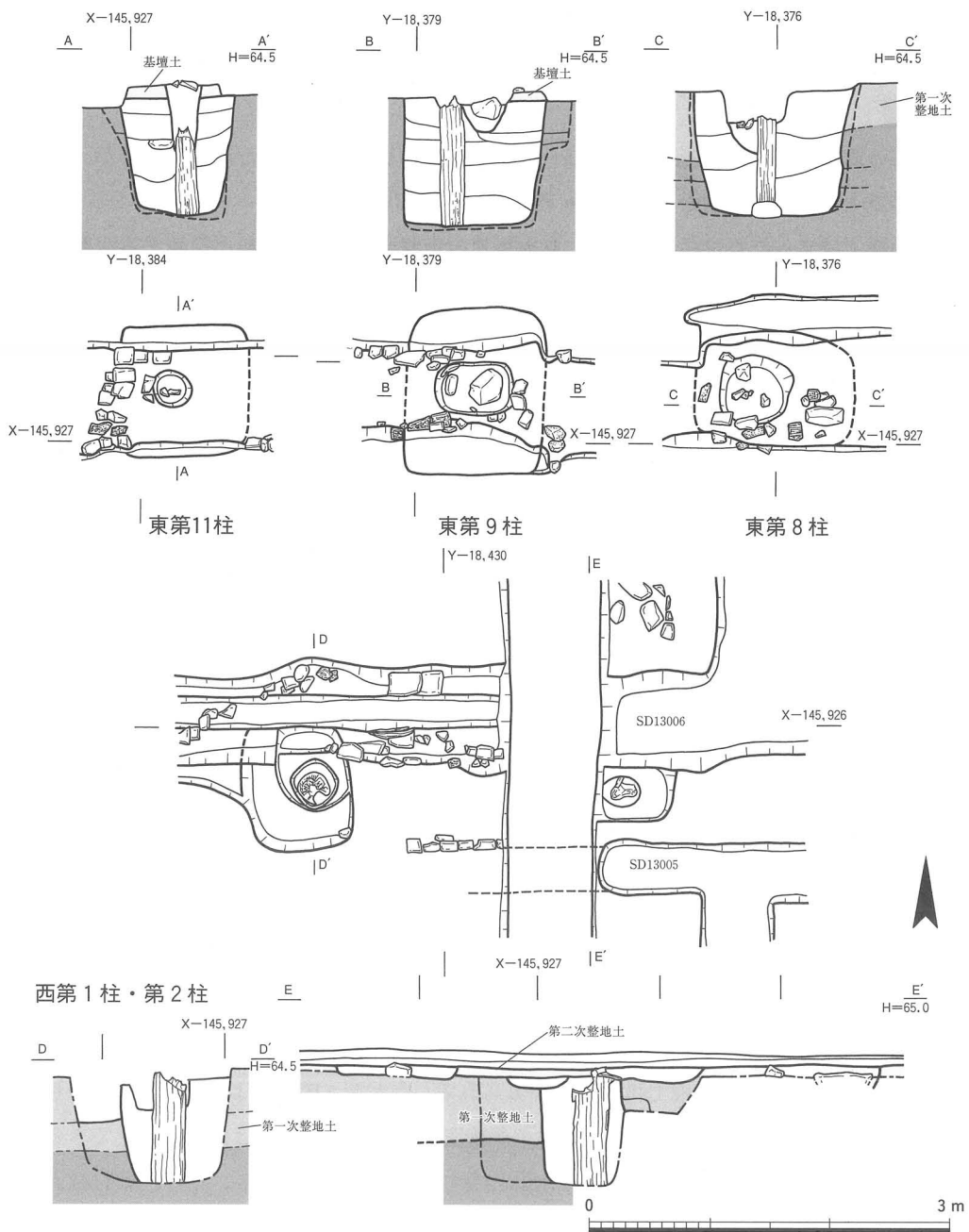


図30 SA13020 1:60

できる。

SA13771

東西区画塀 SA13020の北側を東西に区画する掘立柱南北塀。SA13020の東から10本目の柱から北へ2間分を検出し、その先は近鉄電車の線路と重なるため未検出である。両側には雨落溝 SD13769 (東側) と SD13768 (西側) をともなう。

雨落溝は幅約40cm、深さ5~10cmが残存する素掘の溝で、SA13020の雨落溝と同様に内側の肩に瓦片を敷き並べた痕跡を断片的に残す。溝間の心々距離は北端で90cmであり、この中心に SA13771の柱筋が通る。西側雨落溝 SD13768が途中から南西方向にやや斜行するため、溝間の心々距離は南端では約1.3mと広がっている。

柱穴は直径30cm程度の柱痕跡として確認し、北から1本目の柱穴には柱根が残存する。2本目の柱穴は柱穴の約半分が調査区外となるため、柱根は未確認である。柱間寸法は南から1間目が9.5尺〔2.81m〕、2間目が8.5~9尺〔2.51~2.81m〕程度と推定される。

SA13771の上面はSA13020と比して深く削平されたとみられ、基礎を固めた積土は残存しない。しかし断面観察の結果、柱を立てた後、両側に雨落溝を掘ったことが確認できる。加えて、基底部に瓦片を敷き並べた痕跡を残すことや柱間寸法のばらつきを踏まえれば、SA13771はSA13020と同じ工程・工法による一連の区画塀と考えられる。

雨落溝

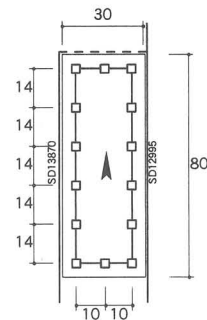
柱間寸法

区画塀の工程・工法

SB12980

西第二堂にあたる南北棟の礎石建物。基壇上には茶灰褐色の基壇土が約10cm残存し、礎石据付掘形や抜取穴など礎石の痕跡を良く残す。建物規模は桁行5間の総長70尺〔20.7m〕、梁行2間の総長20尺〔5.91m〕であり、桁行が14尺等間、梁行が10尺等間の建物に推定できる。基壇の築成は掘込地業を行わず、整地土の上に直接基壇土を積む。礎石はすべて抜き取られて据付掘形の傍らに掘られた土坑に落とし込まれるが、据付掘形に根石を残すため、その原位置を知ることができる。礎石据付掘形は一辺1~1.2mの方形で深さ約30cmが残存する。礎石は花崗岩質の自然石で、完形のもので直径が80cm程度、高さが60cm程度あるが、多くは投棄の際に割られている。

東西の基壇縁には縁石の抜取痕跡 SX13858 (東側) と SX13859 (西側) があり、直径40cm程度の玉石を並べた様相を示す。一方、南北の基壇縁



玉石積基壇

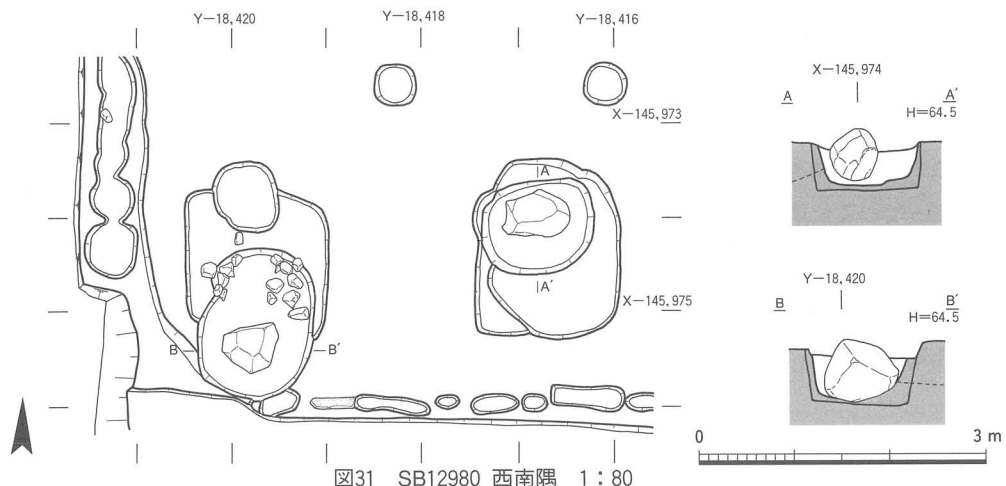


図31 SB12980 西南隅 1:80

は東西に比して遺構の残りが悪いものの、同じく縁石の抜取痕跡 SX13992（南側）と SX13993（北側）が残存する。これに加えて根石の標高および礎石の大きさを考慮すれば、基壇は四周に人頭大の玉石を並べた、高さが40cm程度の低いものに想定される。基壇の出は、四周とも柱心から5尺〔1.48m〕である。

雨落溝

東西の基壇縁の外側にはそれぞれ、東側雨落溝 SD12995と西側雨落溝 SD13870が連なる。このうち SD12995は兵部省西半を南北に貫流する排水路である。また SD13870は、南流して南面築地塀 SA12400の北側雨落溝 SD13860に接続することから、SD12995と同様に周辺の排水路を兼ねていたと考えられる。これらは共に幅約40cmの溝で、残存深さは SD12995が約10cmであるのに対し、SD13870が15～17cmと若干深い。溝の内側は基壇縁を直接護岸とする。外側は SD12995では30cm大の自然石を並べて護岸とするが、SD13870ではこれに類する痕跡は確認できず、素掘であったと思われる。一方、南北の雨落溝は、基壇縁と同様に遺構の残りが悪く、南側雨落溝しか確認されていない。ただし、南側雨落溝 SD13857が幅約40cm、深さ約5cmの広く浅い溝であることを考えると、北側雨落溝は削平で失われた可能性が高い。このような遺構の検出状況の差異は、基壇縁のおさまりの違いに由来するものと考えられる。すなわち、東西の基壇縁はやや深めの雨落溝をともなう玉石二段積、南北の基壇縁は浅い雨落溝をともなう玉石一段積が想定される。

SX13850

兵部省西半の南北排水路 SD12995と若干西にずれて接続し、南面築地 SA12400を横断する暗渠。下層南北溝 SD13900と重複し、旧来の流路をそのまま利用したものと考えられる。暗渠を設けた溝は第二次整地土上から掘り込んでいて、溝の深さは約35cmである。その最下層に幅約25cm、深さ約20cmの木樋の据付痕跡があり、一部に木片が残存する。木樋の上は拳大の石を含む灰褐色土で埋められ、その上を築地の基底部である黄褐色土が覆っている。暗渠の南端は南北溝 SD13845に接続し、さらに南流して南面大垣の北側雨落溝に注ぐと考えられる。

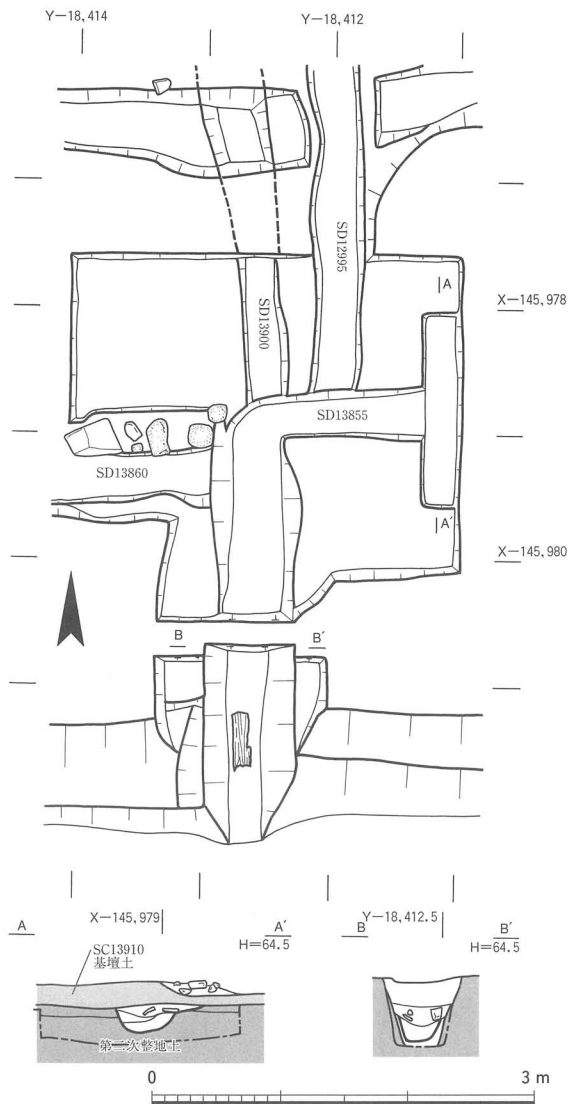


図32 SX13850 1:60

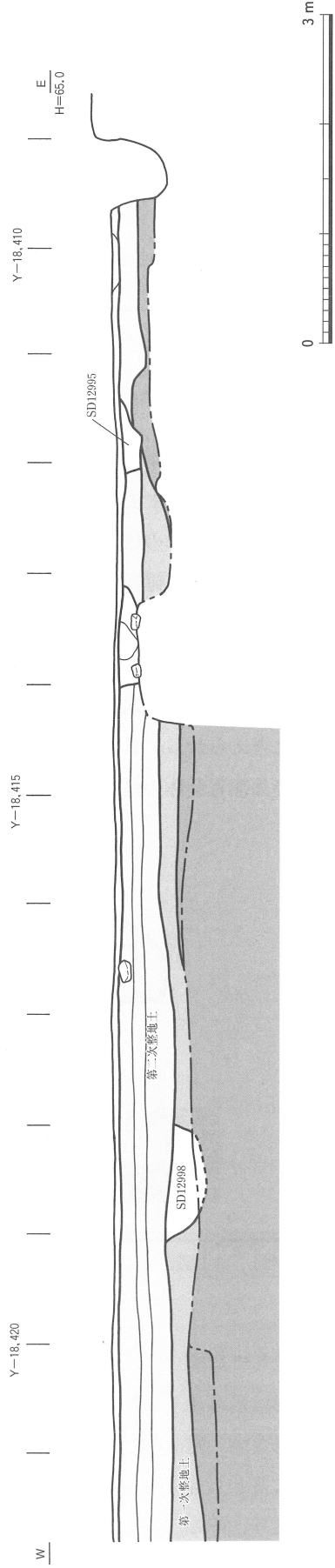


图33 SB12990 (西第一堂) 土層断面 1:60

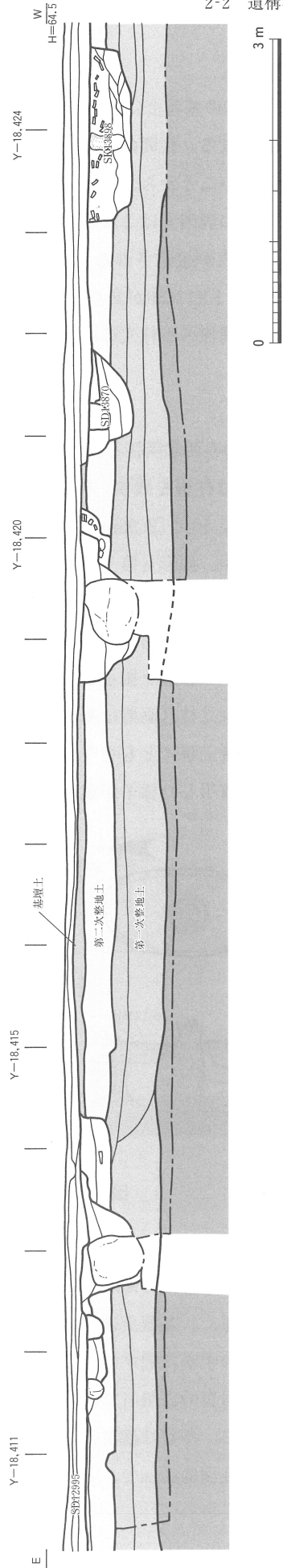


图34 SB12980 (西第二堂) 土層断面 1:60

SS13901

SB12980の基壇上にある直径約40cmの小穴群で、造営時の足場穴と目される。柱間の中心軸上に位置し、いずれも明確な柱掘形を持たないことから、基壇築成の過程で組んだ可能性を指摘できる。基壇の周囲ではこれと対応する足場穴を検出していないものの、足場穴が想定される位置にはちょうど基壇縁石の抜取痕跡SX13858・SX13859があり、これらと重複している可能性も考えられる。同様の小柱穴群は東第二堂 SB13740の基壇上でも検出している。

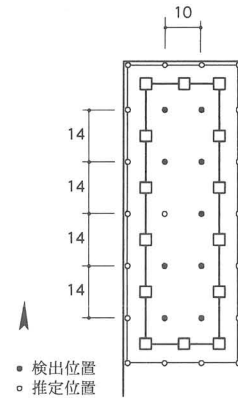


図35 SS13901 位置図

SA13920

SB12980の西北隅柱と西面築地塀 SA13030を結ぶ掘立柱東西塀。柱間は4間で、西から2番目の柱穴は柱根を残す。柱根は直径約32cmで、約90cmが残存する。柱間寸法は、西から9尺〔2.66m〕、10尺〔2.96m〕、9尺〔2.96m〕、10尺〔2.66m〕である。いずれの柱穴にも抜取穴は確認できず、掘形も第一次整地土上面にあるため、第二次整地土上からは確認できない。掘形の深さは第一次整地土上面から約50cmである。

区画塀の
工 程

断ち割り調査の結果、SA13920は以下のような工程をとったことが判明した。はじめに第一次整地土上に掘形を掘って柱を立て、周囲に根固めの土盛りをした後、第二次整地土をおこなう。兵部省の掘立柱区画塀は基本的にこれと同じ工程をとるものと考えられる。また、この工程は一連の造営工事にとまなうものと考えられ、第一次整地土上で兵部省全体の地割を確定し、造営工事に着手した様子が窺える。

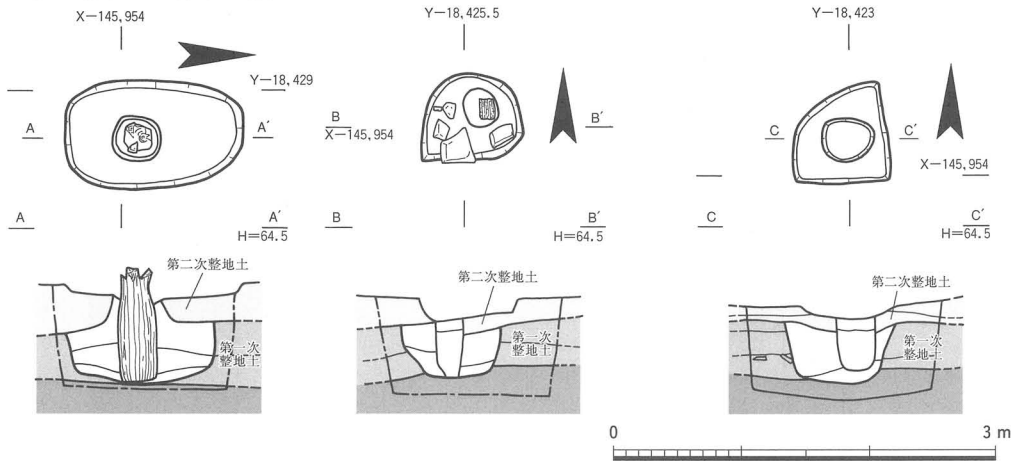
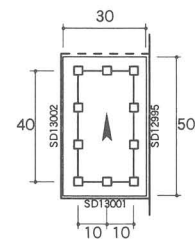


図36 SA13920 (西第2柱・西第3柱・西第4柱) 1:60

SB12990

西第一堂にあたる南北棟の礎石建物。基壇上はSB12980と比して遺構の残りが悪く、基壇土は完全に削平されており、礎石据付掘形は残存せず根石をわずかに残すのみである。基壇下に掘込地業はみられない。礎石は花崗岩質の自然石で、基壇周辺に無作為に掘られた土坑に落とし込まれている。多くは投棄の際に割られているが完形のものもあり、その大きさは直径約80cmで、SB12980の礎石とほぼ等しい。



建物規模は桁行3間、梁行2間だが、柱間寸法については根石の位置からは判然としない。しかし雨落溝や基壇側石の抜取痕跡から、基壇規模を南北50尺〔14.79m〕、東西30尺〔8.87m〕に復元でき、SB12980の基壇と東西幅を揃えることがわかる。さらに柱筋をSB12980と揃えて、基壇の出を5尺〔1.48m〕に考えれば、柱間寸法は桁行を総長40尺〔11.83m〕、梁行を総長20尺〔5.91m〕に推定できる。この場合、桁行の柱間寸法は40尺を3等分した約13.3尺〔3.94m〕等間であり、梁行柱間寸法は10尺等間である。

基壇縁は四周に直線的な縁石の抜取痕跡があり、南側の抜取痕跡 SX13080の一部には凝灰岩の切石が残存する。これに加えて根石の標高と礎石の大きさを考慮すれば、高さ60cm程度の凝灰岩切石積の基壇に復元できる。

切石積基壇

縁石の抜取痕跡の外側には、北側を除いた三周に雨落溝が連なる。このうち東側雨落溝は兵部省西半を南北に貫流する排水路 SD12995 である。これらは幅40～50cmとやや広めの溝で、残存深さは南側雨落溝 SD13001 と西側雨落溝 SD13002 が約5～10cm、SD12995 が約20cmと若干深い。SD13002の北半は削平により失われており、北側雨落溝も同様に削平された可能性が高い。

雨落溝

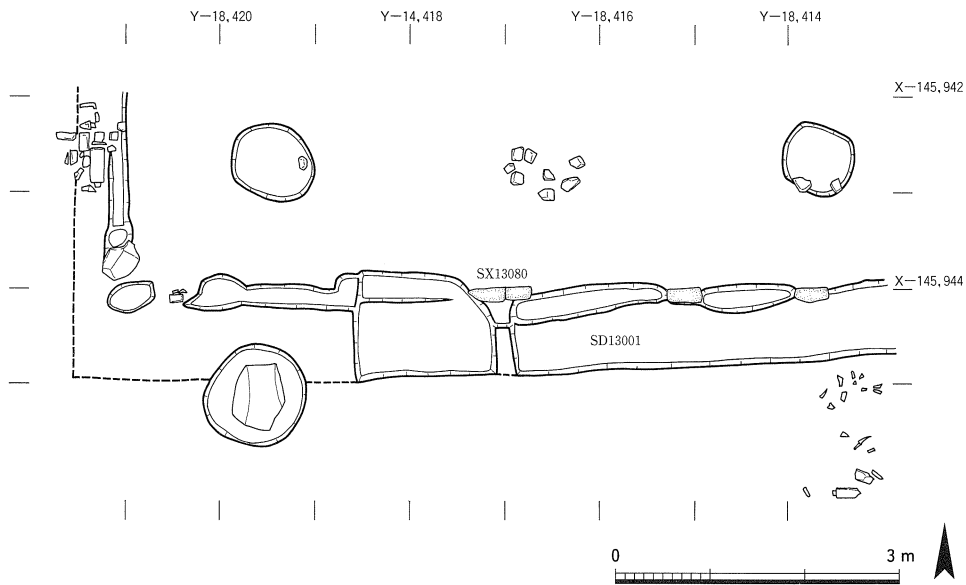


図37 SB12990 西南部分 1:80

SA13032

SB12990の西南隅柱と西面築地塀SA13030を結ぶ掘立柱東西塀。柱間4間で、SB12980に取り付くSA13920と同様の区画塀が想定される。西1間分に相当する位置で直径約50cmの小穴2基を検出したに止まるが、兵部省の掘立柱塀の工程を考慮すれば、これを掘立柱塀の柱穴とみて大過はないだろう。これ以東の柱穴は未検出だが、柱穴が想定される周辺には瓦片が帯状に散乱しており、調査時の所見ではこれを瓦敷の舗装面と判断している。これについても兵部省の掘立柱塀の特徴と照らし合わせれば、瓦片を基底部の残欠とみることができ、これと重複して柱穴がある可能性も十分に考えられる。

SA12986

SB12990の東南隅柱に取り付く掘立柱塀。東南隅柱から東へ2間、北へ2間のL字形で、SB13750に取り付くSA13756と同様の目隠塀に想定される。平行して敷き並べた2列の瓦片列が、SB12990の南側柱筋に沿ってSD12995東岸から東へ3m程延び、矩の手に折れてさらに北へ1m程続く。その先は削平により失われているが、2列の瓦片列の中軸上、矩の手に折れる点から北へ8.5尺〔2.51m〕のところに柱根を残す柱穴がある。東南隅柱から瓦片が矩の手に折れる点までの距離は17尺〔5.03m〕である。

目隠塀は土塀

従来の所見では2列の瓦片列を溝の護岸と解釈しているが、遺構を再検討すると瓦片列が外側に面を揃える様子や瓦片の上面に積土が残存する様子が確認できることから、これを塀下端の見切りと解釈することができる。未検出の柱穴についても、兵部省の掘立柱塀の工程を考慮すれば、瓦片列の下に遺存する可能性は十分であろう。以上のことを踏まえれば、SA12986は基底部分が2尺〔0.59m〕程度の掘立柱を心とした土塀に復元できる。土塀の規模は、SB12980の東南隅柱から東へ17尺〔5.03m〕、北へ17尺〔5.03m〕となる。

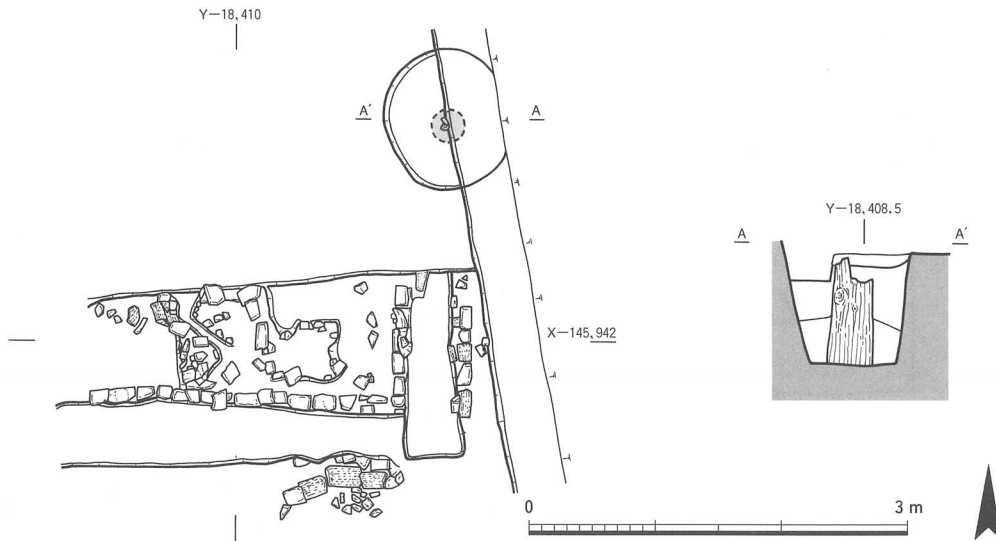
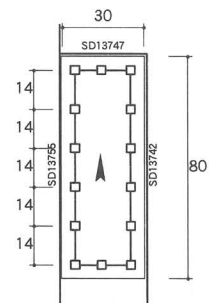


図38 SA12986 1:60

SB13740

東第二堂にあたる南北棟の礎石建物。基壇の築成にともなう掘込地業はみられず、整地土上に直接基壇土を積む。基壇土は茶灰褐色の砂質土で、10cm程の厚さで残存する。検出した遺構は、西第二堂 SB12980と類似した残存状況を示しており、基壇土上に礎石据付掘形や抜取穴が、基壇の周囲には側石の抜取痕跡をともなった雨落溝が残存する。これらから建物規模はSB12980と同規模に推定され、桁行5間の14尺〔4.14m〕等間、梁行2間の10尺〔2.96m〕等間、基壇の出が四周とも柱心から5尺〔1.48m〕となる。礎石はすべて抜き取られて遺存しない。礎石据付掘形は一辺1.3m程の方形で、深さ20~40cmが残存し、一部に根石を留める。また、北側中央の柱穴および西北隅、西側柱の北から3個目の礎石据付掘形に多量の瓦片を投入している。



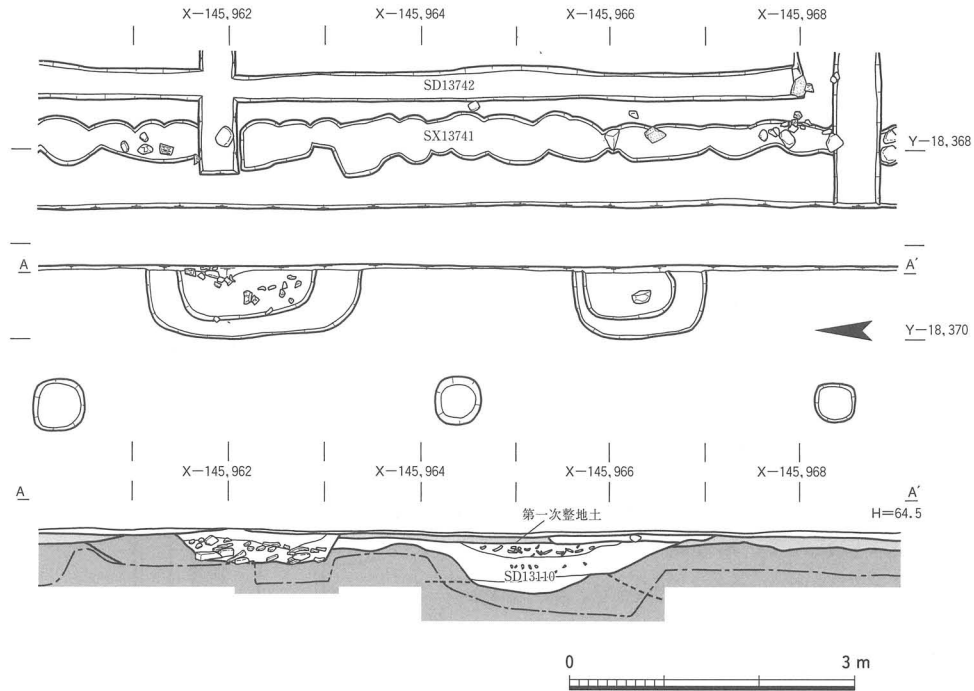


図39 SB13740 東側基壇縁 1:80

北側を除く基壇縁には緑石の抜取痕跡 SX13741 (東側)、SX13743 (南側)、SX13751 (西側) が残存する。なお、北側の基壇縁は土層観察用の畦と重複するため未検出である。このうち SX13741 と SX13743 は直径 30~50cm 程度の小穴が一行に連なり、玉石を並べた様相を示す。一方 SX13751 は幅 60cm 程度の不整形な溝で、上述のような玉石を並べた痕跡をのこさない。これを基壇外装の違いによるものとみることも可能だが、積極的に裏付ける根拠はない。したがって、ここではこれを抜き取り方の違いによるものと判断して、玉石積の基壇と考えたい。また、西第二堂 SB12980 と同等の諸条件であることから、基壇高は 40cm 程度に推定できる。

玉石積基壇

基壇縁の外側には雨落溝が連なり四周をめぐる。溝の幅はいずれも 30cm 程度で残存深さは 3~5cm と浅い。これらの残存状況はあまり良いとはいえないが、対称の位置にある SB12980 の雨落溝と類似した特徴を示すことから、基本的にこれと同様に復元できる。すなわち、SB13740 の雨落溝は基本的に基壇縁を直接護岸とした素掘の溝で、西側雨落溝 SD13755 のみ両肩を玉石組とする。SD13755 は兵部省東半を南北に貫流する排水路を兼ねており、東側雨落溝 SD13742 も周辺の排水路を兼ねるため、南流して南面築地の北側雨落溝 SD13855 と接続する。また、基壇縁は南北がやや深めの溝をともなった玉石二段積、東西が浅い溝をともなった玉石一段積に想定される。

雨落溝

SX12480

兵部省東半の南北排水路 SD13755 とやや東にずれて接続し、南面築地 SA12400 を横断する暗渠。暗渠を設ける溝は第二次整地土上から掘り込まれる。溝の深さは約 35cm で、溝の底には幅約 20cm、厚さ約 3cm の木樋の底板が約 2.3m にわたって残存する。底板の周辺は幅約 30cm、深さ約 15cm の溝状にくぼんでおり、本来ここに木樋が据え付けられていたと推定できる。木樋の上は灰褐色砂質土および黄褐色粘質土で埋められ、その上を築地の基底部である黄褐色土が覆っ

ている。暗渠の南端は南北溝 SD12460に接続し、さらに南流して南面大垣の北側雨落溝 SD1813に注ぐ。

SS13752

SB13740の基壇上にある直径40～50cmの小穴群。西第二堂 SB12980の基壇上にある小穴群 SS13901と同様の性格を示し、建設時の足場穴に推定できる。

SA13737

SB13740の東北隅柱と東面築地 SA13720を結ぶ掘立柱東西塀。柱間は4間、西端の柱はSB13740の西北隅柱が兼ねる。このうち東端をのぞくすべての柱穴で、断ち割り調査により柱根を確認した。柱根は直径25～30cmで、65～90cmの長さが残存する。柱間寸法は9.5尺〔2.81m〕等間である。

掘立柱心の土塀

基底部は掘形に柱を立てた後にその上から築成し、上面に瓦片を2列に敷き並べる。瓦片は外側の面を揃えており、その外法は約80cmを測る。こうした工法は兵部省の掘立柱塀に共通してみられ、その特徴から掘立柱を心とした土塀に復元できる。

区画塀の扉口

また西から2間目の基底部には、玉石や凝灰岩切石、瓦片をやや乱雑に敷き並べて舗装をし、さらに柱の内側には扉口の方立の痕跡を残すので、この部分に門が設けられていたことは疑いない。このうち西側の方立の痕跡には約30cm×15cmの角材が15cm程残存する。また柱穴の約70cm南側には30cm大の浅い小穴があり、控柱の礎石の痕跡と考えられる。以上のことから、SB13740の西から2間目には、控柱を持つ棟門が開いていたと推定できる。

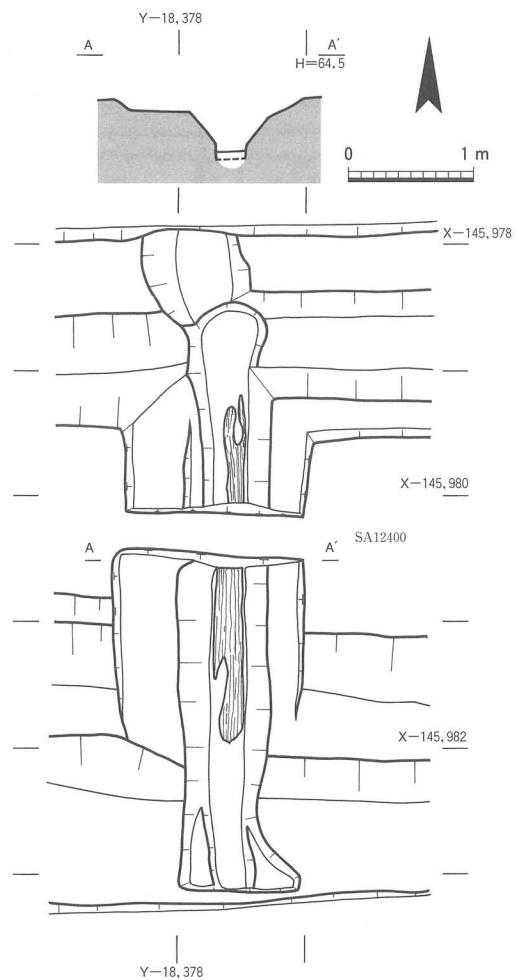


図40 SX12480 1:60

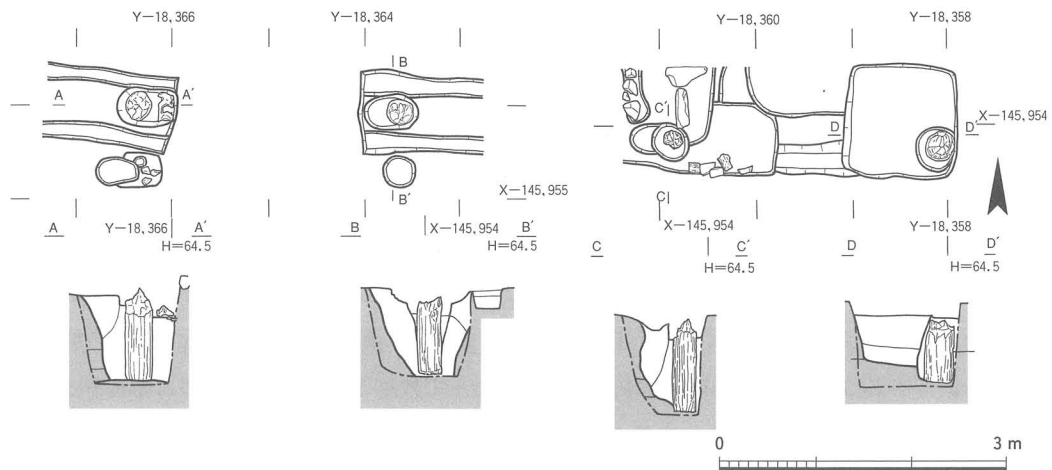


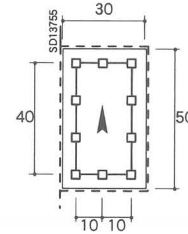
図41 SA13737 1:80

SA13749

東第二堂 SB13740の西側柱心から西へ約4.0mの位置にある、柱間4間の南北掘立柱塼。柱掘形は一辺80cm～1mの方形で、北から2つの柱掘形には抜取痕跡を残す。柱間寸法はやや出入りがあるが、10尺〔2.96m〕等間と考えられる。柱筋が第二堂と無関係であり、また他の建物に同様の塼がみられないことから考えて、臨時の施設である可能性が高い。北から2番目の柱抜取痕跡から軒丸瓦6225C(Ⅲ)が出土した。

SB13750

東第一堂にあたる南北棟の礎石建物。削平により基壇土は残存しないが、基壇の四周に幅約30cm、深さ約10cmの溝が巡り、基壇の上に礎石掘付掘形や抜取穴が残存する。礎石掘付掘形は一辺1.2～1.5mの方形で残存深さは5～10cmと浅いが、わずかながらも根石を残すものが多い。西第一堂にみられるような礎石の投棄土坑はみられない。



建物規模は礎石の痕跡から桁行3間、梁行2間に復元できるが、想定できる礎石の位置に幅があるため柱間寸法は決定し得ない。ただし基壇の四周を巡る溝を基壇縁石の抜取痕跡と考えれば基壇規模を西第一堂 SB12990と同規模に復元できるので、柱間寸法も SB12990と同一に考えて矛盾はない。すなわち、桁行が総長40尺の約13.3尺〔3.94m〕等間、梁行が総長20尺の10尺等間、基壇の出が5尺〔1.48m〕である。

また基壇は、基壇縁石の抜取痕跡に推定できる基壇四周の溝が直線的な形状を示すことから、切石積基壇 SB12990と同じく凝灰岩切石積に復元できる。基壇の西側には凝灰岩片を多量に投棄した土坑 SK13753があり、周辺の建物に凝灰岩を用いていたことを裏付けている。

SB13750では雨落溝は検出していないが、同じくSB12990と対照すれば、浅く幅の広い雨落溝が四周に巡っていたと考えられる。

SA13738

SB13750の東南隅柱と東面築地 SA13720を結ぶ掘立柱東西塼。東第二堂に取り付く東西掘立柱塼 SA13737と東門 SB13730の中軸を挟んで対称の位置にある。柱間は4間、西端の柱は SB13750の東南隅柱が兼ねる。西から2本目および3本目の柱は抜き取られ、西から1本目の柱穴および東端の柱は柱根を残す。このうち東端の柱穴では断ち割り調査で柱根を確認した。柱根は直径約25cmで、80cm程の長さが残存する。柱根の間の距離、すなわち東3間分の柱間は約8.3mであり、各柱間を SA13737と同じ9.5尺〔2.81m〕等間に推定できる。

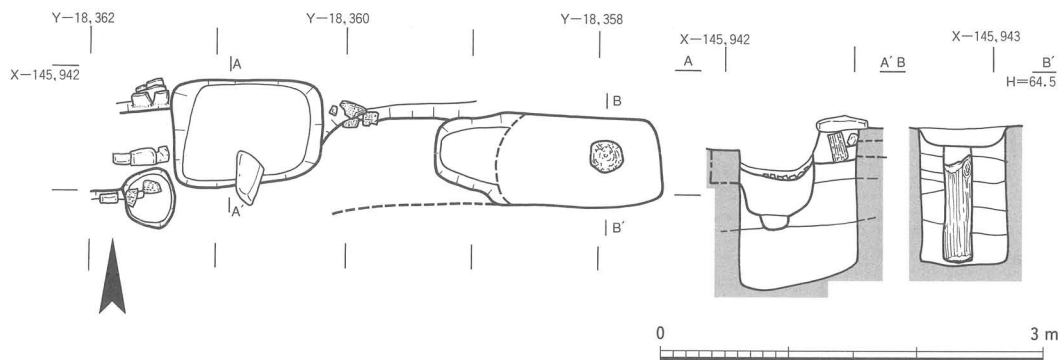


図42 SA13738 (東第1柱・東第2柱) 1:60

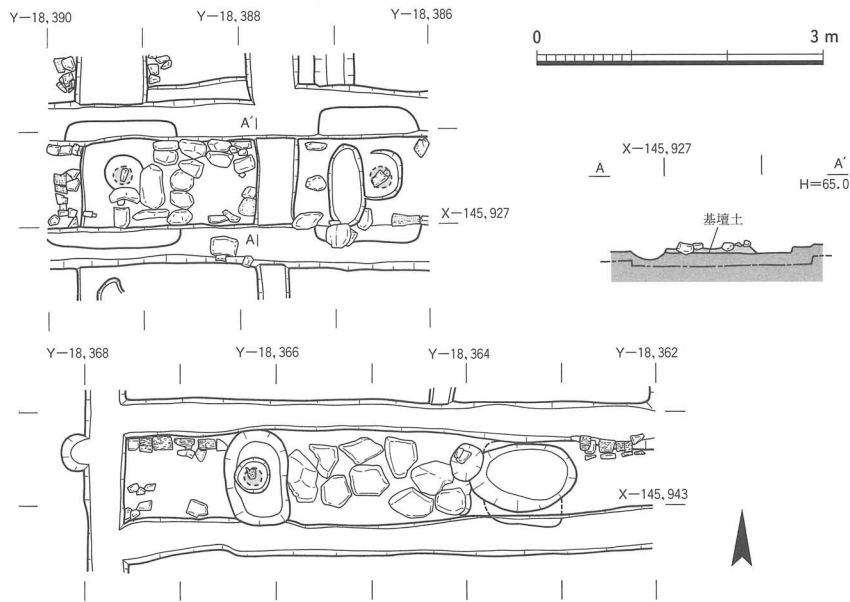


図43 SA13020 (上) および SA13738 (下) 1 : 80

掘立柱心の
土 塀

基底部の残存状況は、柱の抜取穴や削平により SA13737 と比して良くないが、断片的に瓦片を敷き並べた痕跡を確認できる。また西から2間目の基底部は40~50cm大の石で舗装している。このことから SA13738 は SA13737 と同様に、西から2間目を扉口とした土塀に復元できる。

SA13738 の両側には幅約30cm、深さ約5cmの素掘の細い溝が残存する。溝間の距離は心々で約1.3mあり、この中心に SA13738 の柱筋が通る。これらを雨落溝とみることも可能だが、建物に取り付く他の区画塀と同様の溝を検出していないことや溝の規模、塀の規模から考えて、ここでは施工段階で用いた溝が削平により露出したと解釈したい。

SA13756

SB13750 の西南隅柱に取り付く掘立柱塀。SA12986 と対称の位置にあり、西南隅柱から西へ2間、北へ2間の目隠塀と考えられる。西南隅柱から西へ1本目の柱穴のみ柱痕跡を残す。他の3基の柱穴は、直径1.6m程もある大きな土坑 SK13757 に掘り込まれるため、遺構の大部分は残存しない。しかし、基底部に敷き並べた瓦片列や柱筋の両側に掘られた溝がわずかながらも残存することから、塀の規模や構造を推定できる。SA13756 は他の区画塀と同様の掘立柱を心

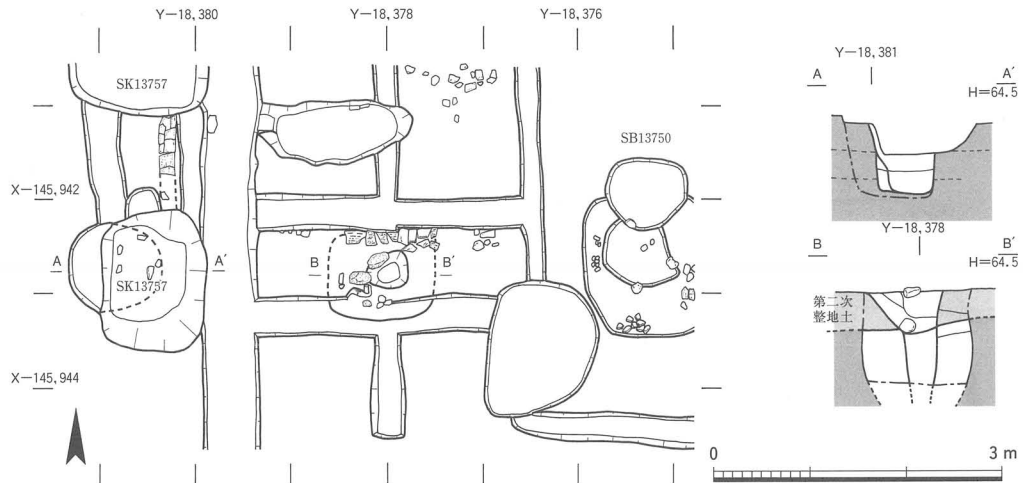
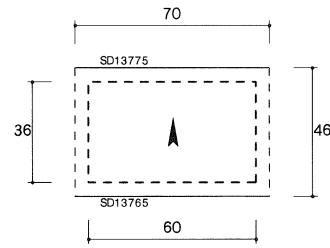


図44 SA13756 1 : 80

とした土塀であり、その規模はSB13750の西南隅柱から西へ17尺〔5.03m〕、北へ17尺〔5.03m〕である。なお、柱筋両側の溝は、SA13738にみられる溝と類似することから、施工段階に用いた溝と解釈する。

SB13700

兵部省の正殿に比定される礎石建物。遺構の残存状況は悪く、基壇外装の痕跡と考えられる溝を北面と南面の一部で検出したに止まる。北側の溝SD13775は幅約40～70cmで、深さ10～15cm程度が残存する。西端は調査区外へ延びるが、東端は削平によりY-18,390付近で途切れている。溝内には瓦片や凝灰岩片を含み、溝周辺の土も凝灰岩片を多く含んでいることが確認できる。南側の溝SD13765は幅約40cmで、深さ約10cmが残存する。溝内にはSD13775と同じく凝灰岩片を含み、溝の上面を南側から続く礫敷面SH13760が薄く覆っている。溝の西端は調査区外へ延び、東端は上面を礫敷面で覆われるため判然としない。またSD13765は、西第一堂SB12990および東第一堂SB13750の南面基壇縁石抜取痕跡の延長線上に位置し、関連性を指摘できる。



このような規模や特徴から、これらの溝は基壇外装の抜取痕跡に比定し得る。SD13775周辺に凝灰岩片が含まれるのは基壇外装据付時の作業によるものに推察できよう。両溝間の心々距離は約13.8mであるが、正殿に相応しく凝灰岩の壇上積基壇を想定すれば、南北両溝を延石の抜取痕跡と考えて、基壇の南北規模がこれより若干短い46尺〔13.6m〕に復元できる。基壇の東西規模を知り得る遺構は残存しないが、礫敷面SH13760が基壇外周に沿って広がると考えれば、基壇の東面がY-18,384.0～18,384.5付近に想定される。四至を限る築地塀から推定できる兵部省の中軸線はY-18,394.5～18,394.8近辺であり、中軸線上に配置することを前提とすれば、東西の基壇規模は69～72尺〔20.4～21.3m〕程度に想定される。また、基壇高については遺構の残存状況が悪く不明だが、周囲の建物に残る礎石の据付掘形や根石がまったく残存しないことから、兵部省で最も高い基壇を有していたと考えられる。ただし基壇に取り付く階段の痕跡を検出していないことを合わせて考えれば、あまり高い基壇は想定しにくく、70～80cm程度と考えるのが妥当であろう。この他にSH13760の検出状況から、基壇の周囲に雨落溝をともしないことが想定される。

基壇の規模

以上のように、SB13700の基壇は雨落溝をともしない、高さ80cm程度の凝灰岩壇正積に復元できる。加えて、高い基壇を有するにも関わらず、少なくとも正背面に階段を想定し得ないことから、SB13700は日常の用に供しない極めて象徴性の高い施設と考えられ、正殿の性格の一端を示すと思われる。

遺構上、建物規模を確定しうる証左は得ていない。ただし基壇の南縁が東西の第一堂と揃うことから、同様に基壇の出を5尺〔1.48m〕に想定すれば、桁行の総長を60尺〔17.74m〕程度、梁行の総長を36尺〔10.65m〕に復元できる。柱間寸法については幾つかの可能性が考えられ、詳しくは「第4章-5 建築遺構の復元」で述べる。

建物の規模

SH13760

兵部省の南北中軸線上付近を中心に、正殿SB13700の南辺から東辺にかけて広がる礫敷面。礫は直径10cmに満たない小礫が多い。礫上面の標高はH=64.2～64.3mでほぼ一定しており、

内庭部分の舗装面と考えられる。礫敷面が途切れる南辺は、遺構検出面の標高が礫上面より5～10cm低くなっていることから、礫が削平により失われた可能性が高い。一方、北辺の遺構検出面は礫上面とほぼ同じ標高であり、そもそも礫が敷かれていなかったとみられ、この部分に正殿 SB13700基壇が存在したことを示している。

SD13765と
の層位関係

SB13700の南側基壇外装抜取痕跡に比定される SD13765が SH13760に薄く覆われていることから、SH13760は兵部省廃絶後の礫敷面にも想定しうる。ただし、前述した礫敷面北辺の検出状況や周辺で遺構の上面を覆う礫敷面を検出していないことを加えて判断すれば、SB13700廃絶時に内庭部の礫敷面が攪乱されて広がったと解釈したい。

SX13734・SX13739・SX13783

以上のように兵部省の内庭部は礫敷で舗装していたと考えられるが、東西区画塀 SA13020の北側には瓦敷面 SX13783があり、少なくとも北側の区画内は瓦片で舗装していたと考えられる。さらに内庭部から東門へ至る通路の北肩には見切りの瓦敷列と考えられる SX13739や瓦敷面 SX13734があり、南側の区画のうち礫敷ではない部分は、北側の区画と同様に瓦片で舗装していた可能性を示す。

したがって兵部省の内部は、南門から正殿に至る中軸上および東西門をつなぐ軸上の T 字形の範囲を礫敷で舗装し、それ以外の部分を瓦片で舗装していたと想定される。

SB13000

西北殿にあたる東西棟の礎石建物。基壇上には基壇土が約 5 cmの厚さで残存し、据付掘形や抜取穴等、礎石の痕跡を良く残す。建物規模は桁行 3 間の総長33尺〔9.76m〕、梁行 2 間の総長 18尺〔5.32m〕であり、桁行が11尺等間、梁行が9尺等間の建物に推定できる。基壇の築成は、他の建物と同様、掘込地業を行わず、整地土の上に直接基壇土を積む。礎石据付掘形は直径 1 m 程度の不整形な形状で、残存深さは10cm程度である。このうち東南隅柱と東側柱中央の 2 箇所礎石が原位置に遺存する。残る 8 箇所の据付掘形のうち、4 箇所では礎石が据付掘形付近に掘られた土坑に落とし込まれているが、他では礎石が既に失われている。礎石は花崗岩質の自然石で、直径60～80cm程度である。

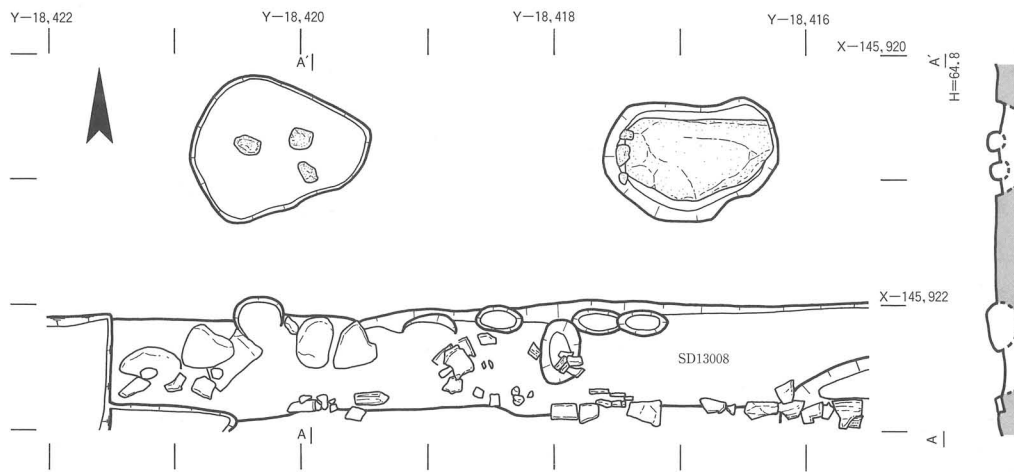
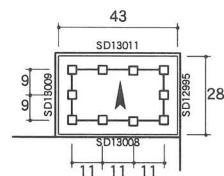


図45 SA13000 南側基壇縁 1:60

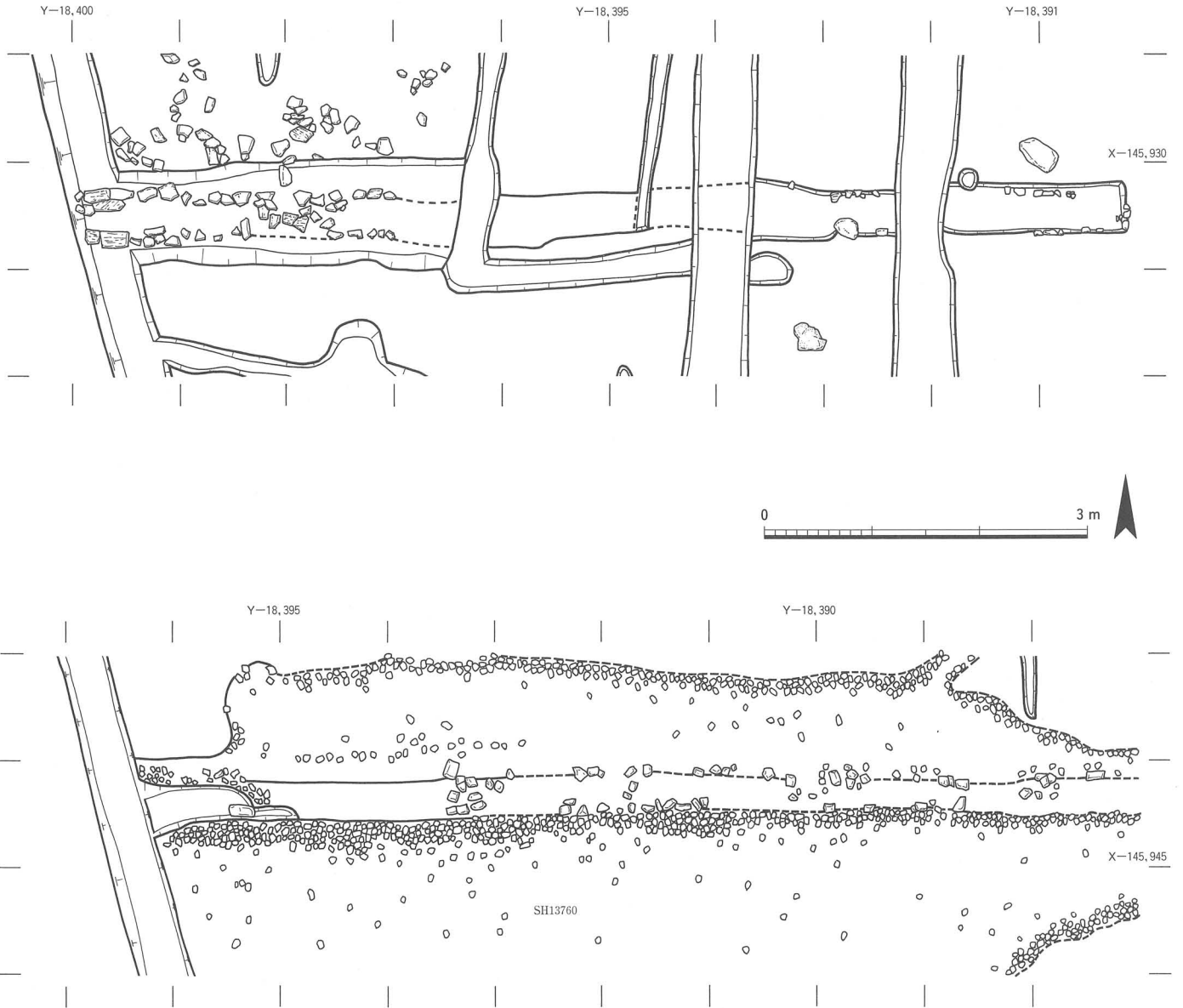


図46 SD13765 (上)・SD13775 (下) 1:60

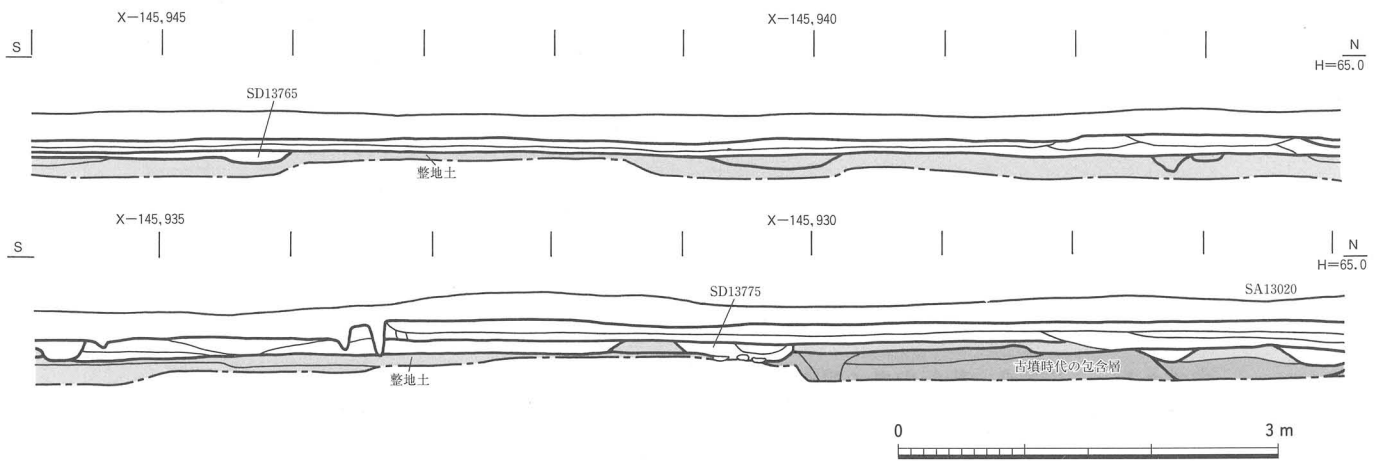


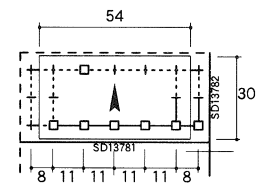
図47 SB13700 (正殿) 土層断面 1:60

乱石積基壇 東側を除く基壇縁には溝が巡り、雨落溝および縁石の抜取痕跡に比定される。東側は市道（みやと通り）と重なるため未検出である。溝幅は60～80cmで、直線的な形状を示す外側の肩に比して内側の肩がやや不整形に入入りする。内側の肩には縁石の抜取痕跡とみられる小穴が一部に残存することから、これらの溝は基壇縁を直接護岸とした雨落溝に推定できる。また溝内に直径25～30cmの自然石が遺存しており、これを基壇縁に用いていた可能性が高い。これに礎石の据付高を考慮すれば、基壇縁は自然石を用いた乱石積であり、基壇高は10cm弱と非常に低く想定される。基壇の出は柱心から5尺〔1.48m〕である。

雨落溝 雨落溝の外側の肩には護岸の痕跡はみられず、素掘であったと思われる。残存深さは、西側雨落溝 SD13009と北側雨落溝 SD13011が3～5cmと非常に浅いのに対し、南側雨落溝 SD13008が10～20cmと深い。SD13008は西流して西面築地の東側雨落溝に接続しており、周辺の排水路を兼ねていたと考えられる。また SD13008の南側には瓦片を乱雑に敷き並べた舗装面が残存する。このことは奈良時代の地表面が大きく削平されていないことを示すと共に、SB13000が上述のような非常に低い基壇を有していたことを裏付けている。

SB13780

後殿に比定される東西棟の礎石建物。南側柱の東から5間分と北側柱の東から5本目の柱に対応する位置で据付掘形や抜取穴等、礎石の痕跡を確認した。その他の部分は、近鉄電車の線路あるいは市道（みやと通り）と重なるため未検出である。周辺は古墳時代の遺物包含層である暗灰色粘質土が露出しており、基壇土はまったく残存しない。南側柱筋は布掘状の地業を施した上に礎石据付掘形を設けている。地業は幅約1.4mの東西溝を切って、その中を灰褐色の粘土で埋めている。残存深さは約10cmである。礎石据付掘形は直径90cm～1.1m程度の楕円形で、約15cmの深さが残存する。ただし東南隅の据付掘形は若干小さく、一辺約90cmの方形を呈する。礎石はすべて失われているが、根石を残す据付掘形が多い。これにより南側柱筋は、西隣に位置する SB13000の南側柱筋とほぼ揃うことが確認できる。さらに建物を官衙の中軸線上に配置すると仮定すれば、建物規模は桁行が6間の総長60尺、梁行2間の総長20尺に推定できる。柱間寸法は、桁行の中央4間が11尺等間、両脇が8尺、梁行10尺等間である。



雨落溝 SB13780の南側と東側にはそれぞれ溝があり、雨落溝に比定される。南側雨落溝が東側雨落溝とT字に接続して南流し、東西区画堀 SA13020の北側雨落溝 SD13006に至る。南側雨落溝 SD13781は幅約70cm、東側雨落溝 SD13782と接続する東端部約1.5mでは幅約30cmと細くなる。東に行くほど残存状況が良く、両肩の一部に縁石やその痕跡、底石を残す。縁石には幅約10cm、長さ約30cmの自然石を用いる。溝の深さは東端部の石組の残存するところで約10cmと浅い。東側雨落溝 SD13782は幅約30cmで、両肩の縁石がほぼすべて残存する。縁石には SD13731の東端部と同様の自然石を用いており、規模もほぼ同じである。

乱石積基壇 基壇は西北殿 SB13000と同じ自然石を用いた乱石積である。基壇の規模については、南側雨落溝 SD13781の幅の広い部分を基壇縁石の抜取痕跡と考えれば、基壇の出が5尺〔1.48m〕に推定できる。この場合、桁行中央4間にのみ基壇を設けていたと想定され、建物は桁行4間・梁行2間の身舎の東西に土廂が付く形式に復元できる。基壇高は、西北殿と同様の礎石の据付を想定すれば、同じく10～20cm程度の低い基壇に復元できる。

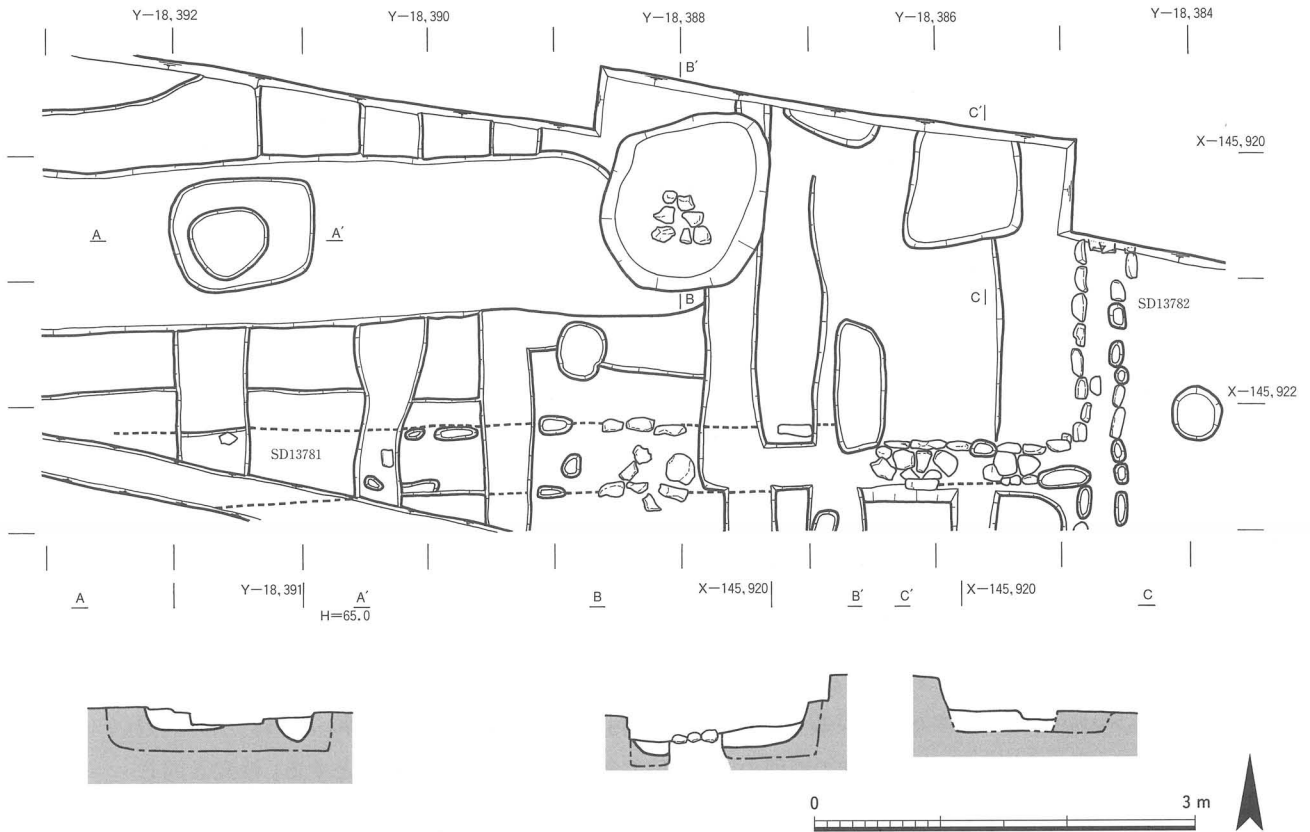


図48 SB13780 (後殿) 南東部分 1:60

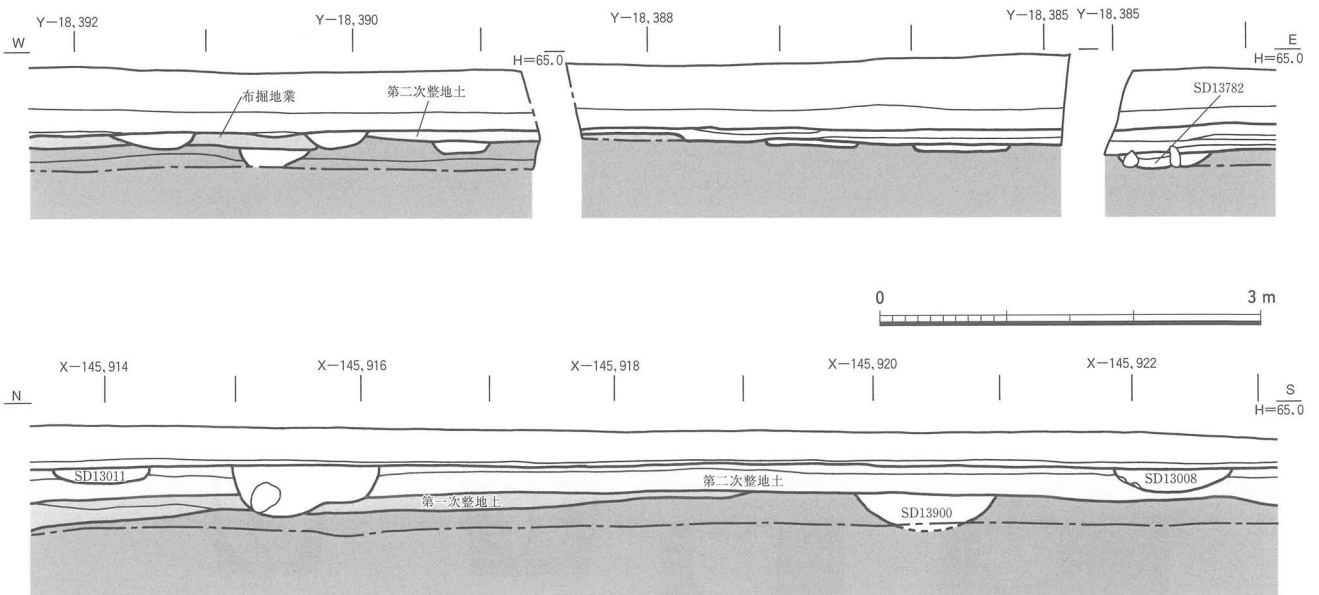
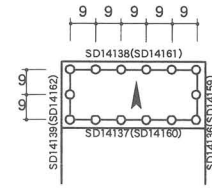


図49 SB13780 (上)・SB13000 (下) 土層断面 1:60

兵部省外周部の遺構

SB14100・SB14105

兵部省と朝集殿院の間、第二次整地土上で検出した東西棟の掘立柱建物。同規模の建物が東西に2棟並んで建つ。このうち東側の建物をSB14100、西側の建物をSB14105とする。南側柱心が兵部省の北面築地心から北へ28尺〔8.28m〕に位置し、東西の棟の間隔は40尺〔11.83m〕である。北側柱が東西溝 SD14141・SD14142や SK14144、棟通りがSB14110の南側柱と重複し、切りあいからこの中で最も古いことがわかる。



建物の規模は桁行5間の総長約13.5m、梁行2間の総長約5.4mで、柱間寸法は桁行・梁行共に9尺〔2.66m〕等間である。柱穴は深さ60~80cmが残存し、一辺60~70cmの方形であるが、柱はすべて抜き取られている。このうちSB14105の柱抜取跡の埋土には焼土が含まれており、SB14105が焼失した可能性を示す。柱抜取跡には瓦片や土器片を多く含んでおり、年代を示すものではSB14105から軒丸瓦6275A(I-1)、6313C(II-1)、軒平瓦6721C(II-2)が出土した。

雨落溝

SB14100・SB14105の四周には、断片的ではあるが柱筋から3尺〔0.9m〕の位置に溝が巡り、雨落溝と考えられる。このうち東西に位置する溝は南流しており、兵部省の北面築地の北側雨落溝SD14085に合流するようである。このうちSB14100の周囲の溝を、東、南、北、西の順にSD14136~SD14139とし、SB14105の周囲の溝を、同じ順にSD14159~SD14161とする。柱穴と同じく埋土中に瓦片を多く含み、年代を示すものではSB14105の東側雨落溝SD14159から軒平瓦6663C(II-2)、SB14100の南側雨落溝SD14137から奈良時代前半の土師器や須恵器が出土した。

SB14100・SB14105と朝集殿院の関係

SB14100・SB14105の建設時期は第二次整地土上にあることや位置関係から兵部省の造営後であることは疑いなく、出土遺物も踏まえれば造営にともなう可能性が高い。またSB14105の柱穴に加えて、SB14100・SB14105の北側柱をきる東西溝SD14141・SD14142や周辺の包含層から椀皮葺の棟瓦と考えられる小型の軒丸瓦6313Cがまとまって出土しており、兵部省の造営時にこの周辺に椀皮葺の建物が存在した可能性を示す。SB14100・SB14105については、柱穴や雨落溝から6663Cや6721Cなど通常の瓦も出土していることから瓦葺の可能性も否定できないが、こうした遺物の出土状況を鑑みれば、兵部省の造営以降この地区では、屋根の葺替も含め、頻

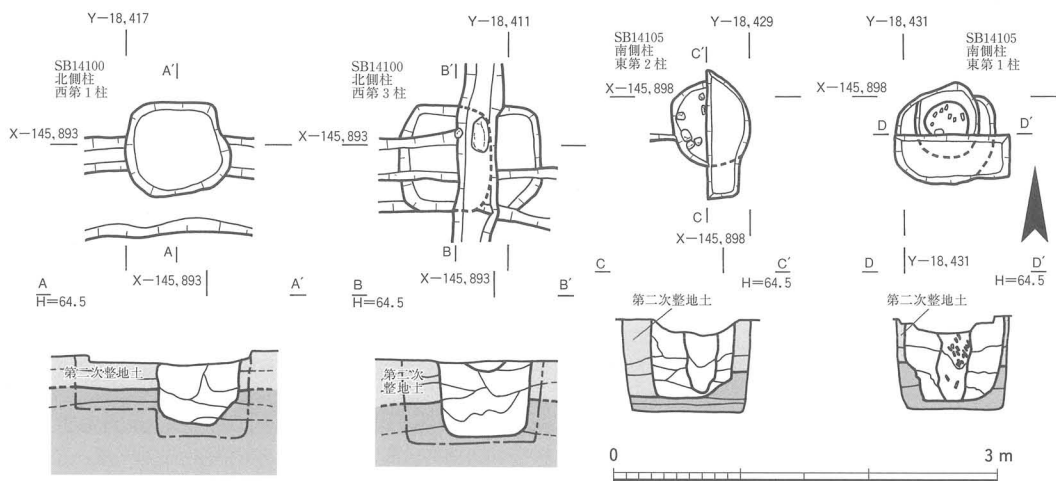
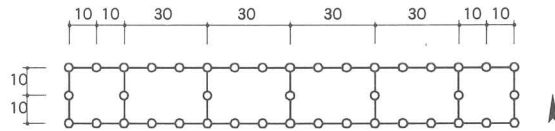


図50 SB14100・SB14105 1:60

繁に建物の造替が行われていたとみることもできる。いずれにせよ6313Cの出土は、兵部省が掘立柱・桧皮葺の建造物群と考えられている前期の朝集殿院と併存した可能性を示すものとして興味深い。

SB14110

兵部省と朝集殿院の間、第二次整地土上で検出した東西棟の掘立柱建物。南側柱心が兵部省の北面築地心から北へ38尺〔11.24m〕に位置し、東側柱心が兵部省の東面築地心と揃う。掘立柱建物 SB14100・SB14105と重複し、柱穴の切りあいからこれより新しいことがわかり、SB14100・SB14105から SB14110に建て替えられたと想定される。



建物の規模は桁行16間の総長約48m、梁行2間の総長約2mの長大な建物で、桁行の中央を3間ごと、東西両端を2間に間仕切りで区切る。柱間寸法は桁行・梁行共に10尺〔2.96m〕等間で、軸が北東に1°程振れている。柱穴は一辺40~50cmの方形で、深さ約40cmが残存し、直径10~15cmの柱痕跡を残すものが多い。柱穴の埋土中には瓦片や土器片を多く含んでおり、年代を示すものでは、軒瓦6313C(Ⅱ-1)、6271C(Ⅱ-1)、6225A(Ⅱ-2)、6132A(Ⅲ-1)、6282Ba(Ⅲ-1)が出土した。

このように SB14100・SB14105に比較的早い時期の遺物が集中することや SB14105の柱抜取跡に焼土が含まれることから、SB14105の焼失にともなってSB14100・SB14105を取り壊し、SB14110へ建て替えたと想定される。

SB14110への建て替え

SA14090

SB14110の南側柱心から南へ20尺〔5.91m〕の位置にある東西掘立柱塀。SB14110と同様に軸は東北に1°程度振れている。SB14110と柱筋を揃え、柱穴は同様の特徴を示す。SB14110の東から3列目の柱筋を東端に西へ6間分を検出し、その先は調査区外へ延びる。SB14110にともなう目隠塀か。

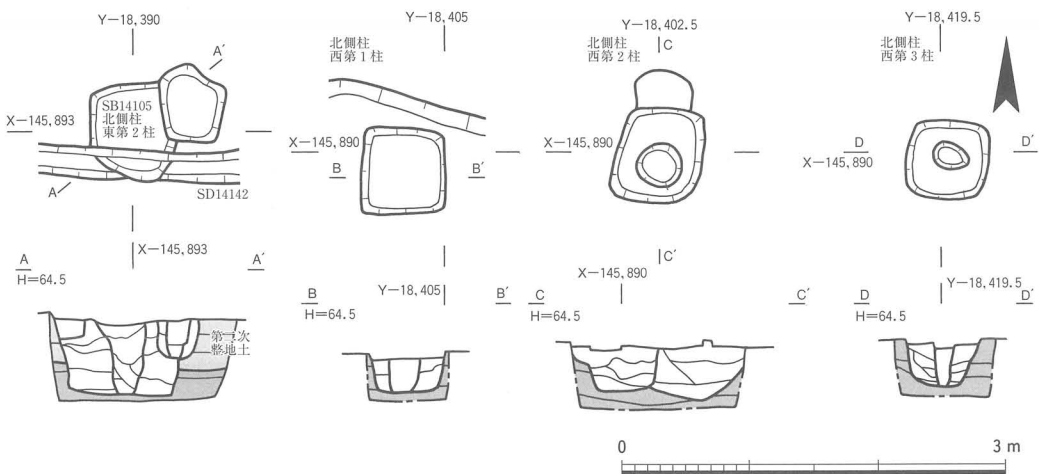


図51 SB14110 1:60

SF14360A

宮内道路 SF14350 から東門 SB13730 へ通じる道路。遺構の配置から 2 時期が想定され、SB13730 との関係から、前半 (A 期) が II - 1 期、後半 (B 期) が II - 2 期に相当すると考えられる。SF14360A は SD14364 (南側) と SD14363 (北側) を両側溝とする。溝幅は共に 30~40cm、深さ 5~10cm が残存する。溝間の距離は心々で 13.5 尺 [3.99 m] で、位置を SB13730A の柱筋とほぼ揃える。溝の西端は A 期の東門の東側雨落溝に接続するが、東端は削平により途中で失われている。また、SB13730B の東側雨落溝に両側溝を切られることから、東門と共に B 期に改修を受け、拡幅されたことがわかる。

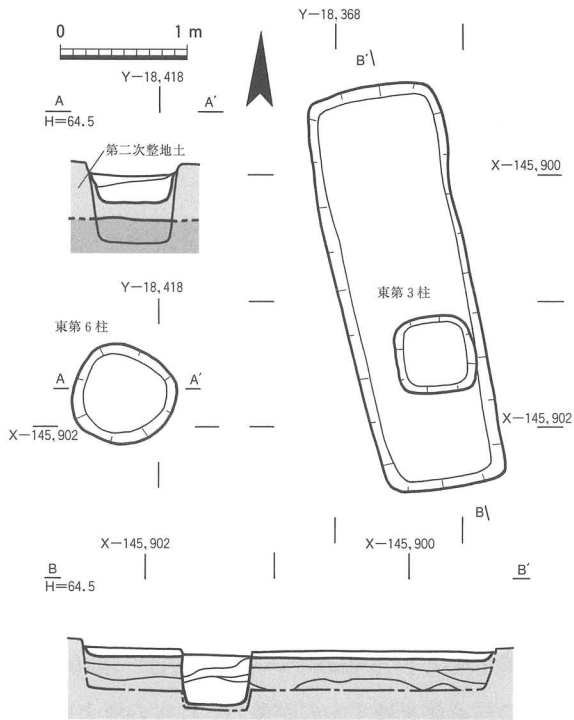


図52 SA14090 1:60

SF14370A

宮内道路 SF14350 から式部省へ通じる道路。壬生門と朝集殿院南門を結ぶ中軸線を挟んで SF14360 と対称の位置にあり、これと同様の 2 時期が想定される。SF14370A は SD14374 (南側) と SD14373 (北側) を両側溝とするが、削平や後世の遺構との重複により遺構の残存状況は悪い。共に幅約 20cm、深さ約 5cm の浅い溝をわずかに残すのみだが、東端はちょうど SF14350 の東側溝と接続する付近で途切れており、本来これに接続していたと推定できる。

SX14444

SF14370 の中軸線上に並ぶ凝灰岩の石列。一辺約 50cm の正方形の切石を 10 尺 [2.96m] の間隔で 4 個並べ、その間にやや小ぶりで不整形な切石を 4 分割する位置に置く。合計 9 個の石が残存し、一部の石は既に失われている。仮設建物 SB14390 の南側柱と重複しており、これより新

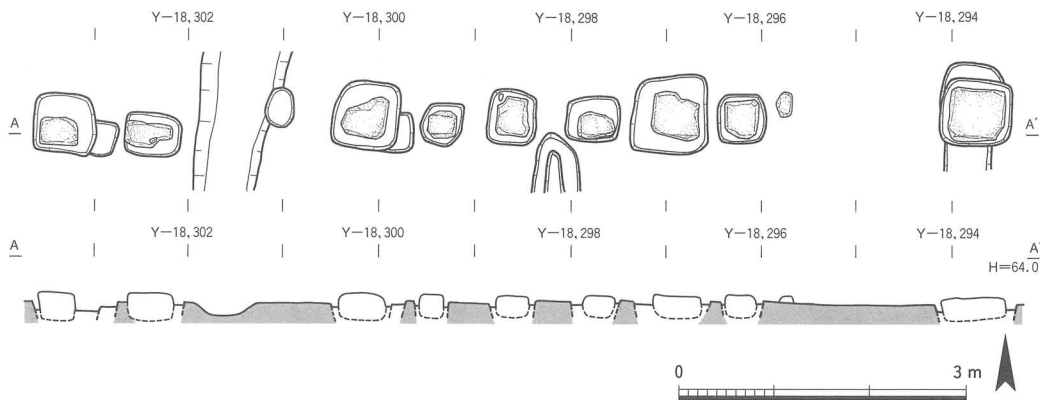


図53 SX14444 1:80

しいことがわかる。石列は、SF14350の中軸線から約16m東方から始まり、式部省西門の西側雨落溝まで続くことが確認できる。

SF14370の中央に設けられた舗装施設の一部とも考えられるが詳細は不明である。ただしSX14444の南西約5mに位置する土坑SX14443には多数の凝灰岩の切石片が投棄されており、これがSF14370の舗装に使用されていた可能性は十分にある。兵部省側の道路SF14360にはこれと対応するものはみられない。

凝灰岩片の
投棄土坑
SX14443

SA13120

兵部省の北西、朝集殿院の南面築地の延長上に想定される東西築地塀。築地の基壇土、築成土、崩壊土等はまったく残存しないが、並行する2条の東西溝SD13118とSD13121の埋土中やこの南辺から瓦片が多く出土することから、この間に瓦葺の区画塀の存在が想定される。

2条の溝のうち、北側の溝SD13121は幅約1.2m、深さ約30cmが残存する。これに対して南側の溝SD13118は残りの良いところで幅約20cm、深さ約5cmしか残存せず、検出状況も断片的である。SD13121の方位はやや北西にふれていて、朝集殿院南面区画塀の想定心から北へ6～8尺〔1.77～2.37m〕のところに位置し、SD13118は南へ10.5尺〔3.1m〕のところに位置する。この間に築地塀を想定した場合、SD13118・SD13121の残存状況の違いから、築地塀南側の地表面が北側より10～20cm程度高く想定される。またSA13120と併存を推定できる遺構は、築地塀周辺にはみられない。

瓦片のうち年代を示すものでは、南辺の包含層から軒丸瓦6284B(I)、軒平瓦6664A(I-1)、6663C(II-2)、6721C(II-2)、6282G(III-1)、SD13121の埋土中から軒丸瓦6561A(I-1)が出土した。

2-2-2-2-2 II-2期の遺構

四至を限る築地塀を中心に兵部省を改修する時期。築地塀の内側に基壇を拡張して廊を付設し、東門を八脚門に改築する。また、同時に壬生門から朝集殿院南門に至る宮内道路および兵部省・式部省へ通じる道路を拡幅する。従来、この廊は片廂廊とされてきたが、遺構からは単廊と解釈することも可能である。したがって、ここでは廊とのみ記述し、各復元案について「4-5 建築遺構の復元」で詳しく述べる。

SC13910

南面築地SA12400の内側に取り付く廊。築地塀の心から北へ11尺〔3.25m〕の位置に並ぶ礎石列と、これにともなう雨落溝を検出した。市道(みやと通り)で東西に分断されているが、東側で3基、西側で4基の礎石を検出し、このうち西側全部と東側1箇所の計4基に礎石が原位置で遺存する。

礎石は、SA12400の北側に造成した基壇上に設ける。基壇土は灰褐色の砂質土で、整地土上に直接積み、SA12400の北側雨落溝を覆っている。厚さ5～15cmで築地塀北面から北へ約3mの範囲に広がり、北端には雨落溝SD13865を設ける。礎石は上面が平坦な花崗岩質の自然石で、一辺50cm程度の大きさである。一方、礎石据付掘形は直径90cm～1.2mの円形で、深さ10cm程度が残存するが、根石はみられない。礎石列は兵部省の中軸線からそれぞれ52尺〔15.38m〕の位

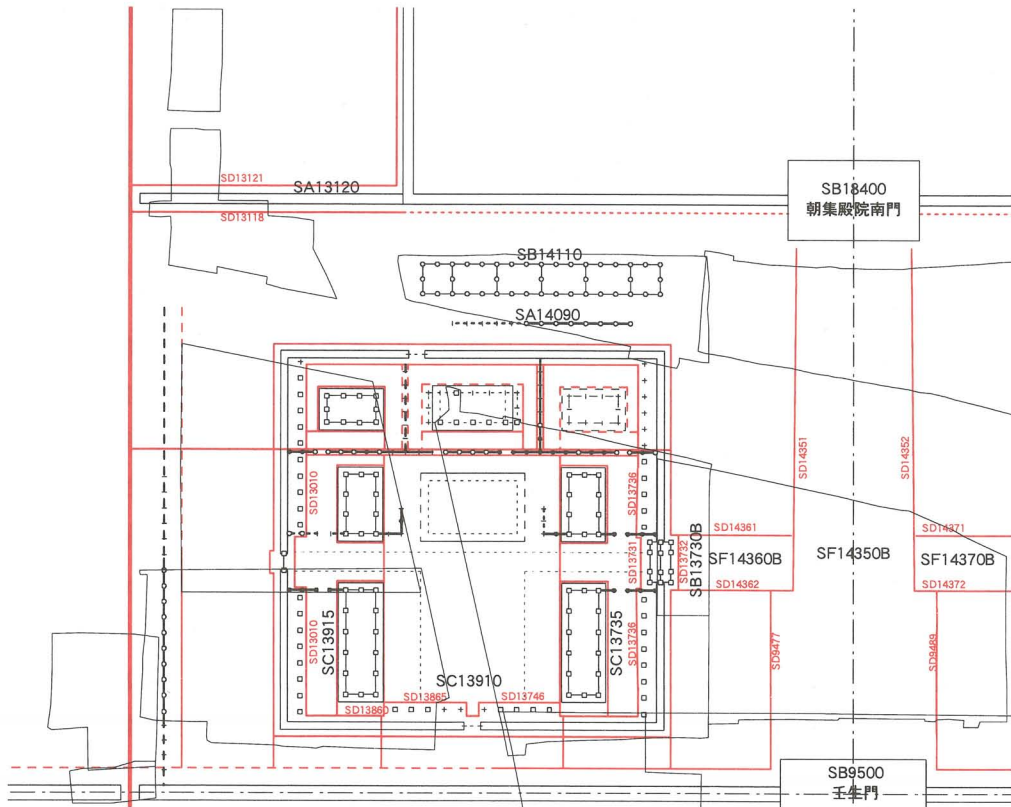


図54 II-2期の遺構 1:1500

置、すなわち東西第二堂の手前に両端を置き、11尺〔3.25m〕の間隔で整然と並ぶ。礎石上面の標高はすべて64.2m前後とほぼ等しい。礎石列の位置関係と柱間寸法から想定すれば、桁行4間の廊を、中軸を挟んで対称に配置していたと思われる。

雨落溝と
基壇規模

雨落溝SD13865は礎石列の心から北へ約1.1mに位置する、幅20~30cm、残存深さ10cm弱の浅い溝で、両端をそれぞれ東西第二堂の内庭部側の雨落溝に接続する。両肩は直線状を呈し、護岸を設けた形跡はみられず、素掘の溝と考えられる。また礎石上面の標高から推定できる基壇高は10cm弱と非常に低い。基壇の出は側柱心から3尺〔2.66m〕となる。

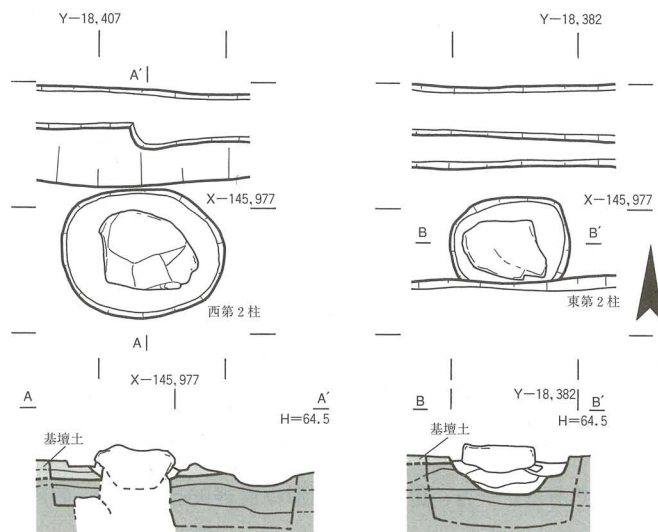


図55 SC13910 1:60

以上のことから SC13910はⅡ-2期の改修にともない、市道下に想定される南門の両脇に、中軸を挟んで左右対称に付設した廊に推定できる。南面築地 SA12400の北側に基壇土を積んで、その上に礎石建ちの北側柱を設け、南側柱は SA12400が兼ねる。柱間寸法は、梁行が4間の11尺等間、桁行が1間の11尺で、両廊間の距離は16尺〔4.73m〕に復元できる。

SC13915

西面築地 SA13130の内側に取り付く廊。築地塀の心から東へ11尺〔3.25m〕の位置に並ぶ礎石列と、これにともなう雨落溝を検出した。礎石列および雨落溝は、西門 SB13040の前で途切れ、南北に二分される。

礎石列は南半で8基、北半で10基を検出し、このうち南半で5基、北半で3基に礎石が原位置に遺存する。南北の礎石列間の距離は48尺〔14.19m〕で、西門の中軸を挟んで対称の位置にある。礎石列はⅡ-1期と同じ整地土上で検出しており、基壇土は残存しない。ただし築地塀の西側雨落溝 SD13875が基壇土と思われる灰褐色砂質土で埋められていることから、礎石列にともなって SA13030の内側に基壇を造成したことが窺える。また礎石列の東側には雨落溝 SD13010があり、この西肩が基壇縁を兼ねると考えられる。

礎石は40~50cm大の上面が平坦な花崗岩質の自然石で、礎石据付掘形は直径約90cmの円形を呈する。礎石据付掘形の中には15~25cm大の根石を置き、北半の礎石列では根石と共に瓦片を投入する掘形もみられる。礎石列は11尺〔3.25m〕の間隔で整然と並び、礎石上面の標高は南半でH=64.2m前後、北半でH=64.5m前後と北半が若干高い。

礎石列の心から東へ約1.1mの位置にある雨落溝 SD13010は、幅30~60cm、深さ5~15cmの広く浅い溝である。西門の東側で約13mにわたり途切れていて、溝底の標高は南半がH=64.1m前後、北半がH=64.3m前後でほぼ水平であり、大きな高低差はみられない。南半の溝には両肩に不整形な出入りがあるが、側石の痕跡は確認できず、素掘の溝が流水に侵食されたと思われる。南半の溝は南端で、南面築地の北側雨落溝 SD13860とL字形に接続して東流し、暗渠 SX13850を経て外部に出る。北半の溝は東西区画塀 SA13020の両側溝に接続する。

雨落溝と地表面の形状

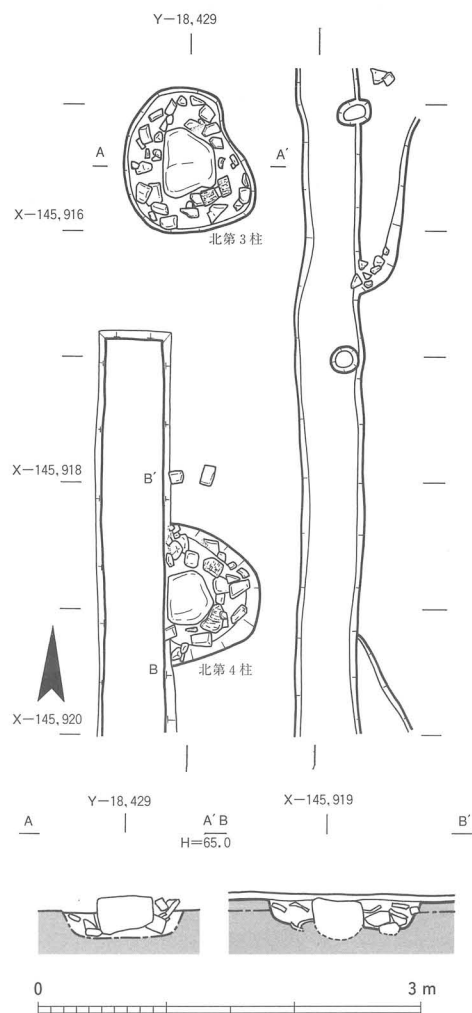


図56 SC13915 1:60

以上のことから SC13915はⅡ-2期の改修にともない、西面築地 SA13130の東側に付設した廊に推定できる。SA13130の東側に基壇土を積み、その上に礎石建ちの東側柱を設ける。西側

柱はSA13130が兼ねる。基壇高は10cm弱と低く、東側の基壇縁は素掘の雨落溝で見切る。基壇の出は側柱心から3尺〔0.89m〕となる。柱間寸法は、桁行梁行共に11尺〔3.25m〕、ただし西門の東側に廊はなく、西門の中軸からそれぞれ24尺〔7.1m〕の位置に隅の柱を置く。南半の桁行は7間、北半の桁行は9間に想定される。なおSC13915の基壇造成にともない埋没したSD13875の中から軒丸瓦6721Fb(Ⅲ-1)が出土した。

SC13735

東面築地SA13720の内側に取り付く廊。SC13915と中軸を挟んで対称関係にあり、同様の配置を取ると想定される。築地塀の心から西へ11尺〔3.25m〕の位置に並ぶ礎石列と、これにともなう雨落溝を検出した。礎石列および雨落溝は、東門SB13730の前で途切れ、南北に二分される。

礎石列は南半で7基、北半で6基を検出し、このうち北半の4基に礎石が原位置に遺存する。礎石は50cm大の上面が平坦な花崗岩質の自然石で、南から3番目の礎石上面には柱のあたりとみられる直径約27cmの円形の痕跡を残す。礎石上面の標高はH=64.2m前後である。南半の礎石据付掘形は直径90cm～1m程度の円形で、北から3基までは20cm大の根石が若干ながら残存する。また、南半の北から1番目と2番目の礎石据付掘形と、北半の南から5番目と6番目の礎石据付掘形の間には、帯状に敷いた瓦片列が残存し、柱間に何らかの閉塞施設を設けていた可能性を示す。雨落溝SD13736は、礎石列の心から約1.1m西に位置し、東門の西側では約13mにわたり途切れている。溝の幅は30～60cm、深さは5～15cmの広く浅い溝で、南半では溝内に大量の瓦片を含む。

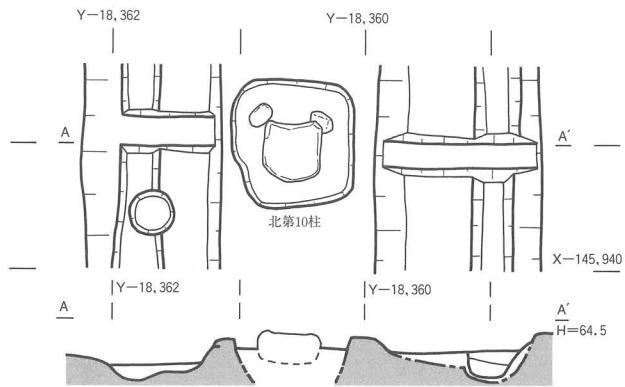


図57 SC13735 1:60

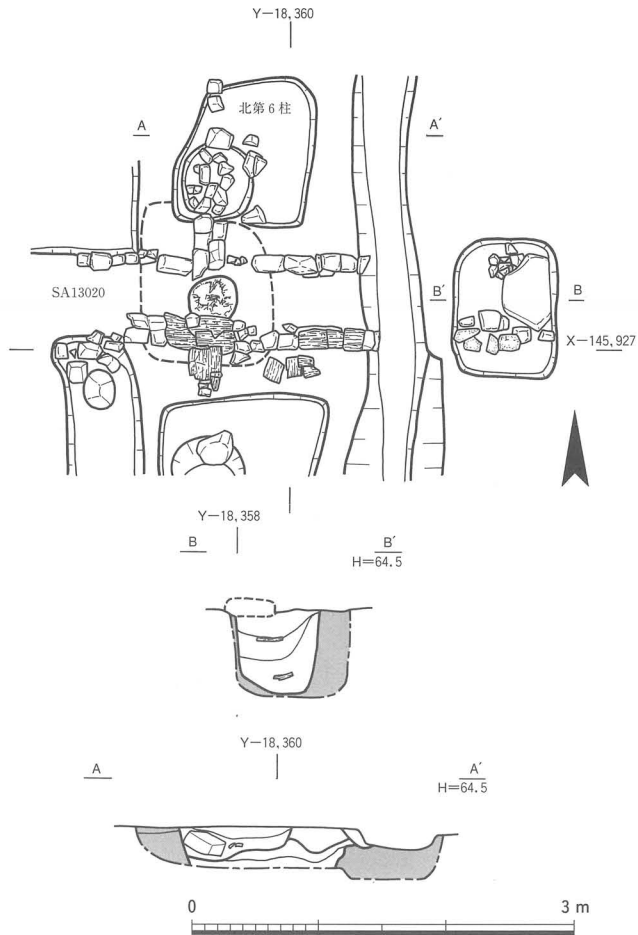


図58 SC13735とSA13020 1:60

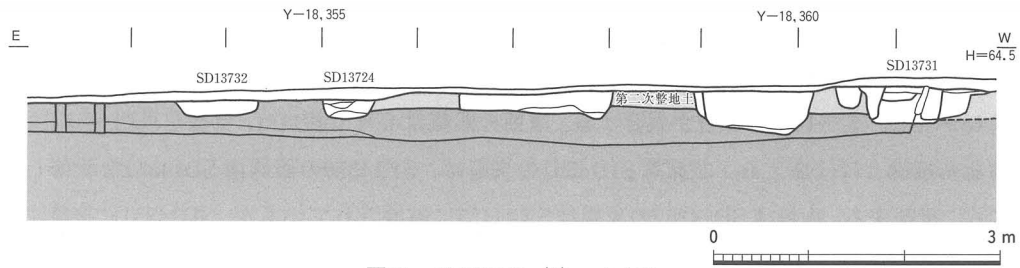


図59 SB13730B (1) 1:80

北半の両肩が直線状を呈するのに対し、南半の両肩は出入りのある不整形な形状を呈するが、側石の痕跡は確認できない。溝底の標高は $H=63.9\sim 64.0$ m の範囲で、ほぼ水平を示す。

このようにSC13735はSC13915と類似した性格を示しており、SC13915と中軸を挟んで対称の廊に復元できる。なお SC13735の基壇造成にともない埋没したSD13726の中から軒丸瓦6282E(Ⅱ-2)および6282E(Ⅱ-2~Ⅲ-1)が出土した。

SB13730B

八脚門に改築した東門。当初の東門 SB13730A の位置を踏襲し、基壇を四方に拡大する。基壇土は残存しないものの、礎石据付掘形と基壇縁をとまなう雨落溝を良く残す。礎石据付掘形は一辺約1mの方形で、深さ10cmが残存する。礎石はすべて失われているが、一部の掘形に根石を残す。建物規模は桁行3間の総長27尺〔7.98m〕、梁行2間の総長14尺〔4.14m〕で、桁行中央間が13尺、他の柱間がすべて7尺等間の建物に復元できる。

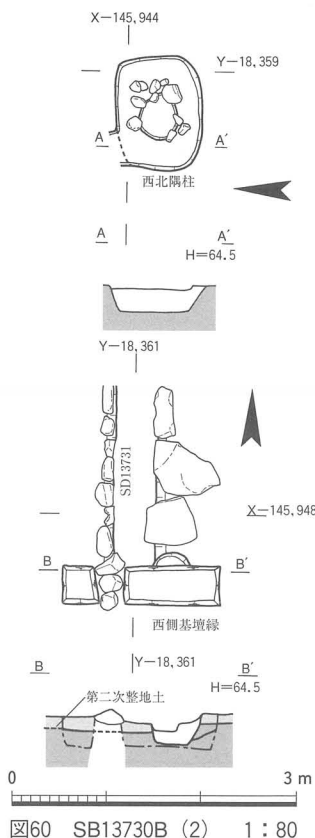
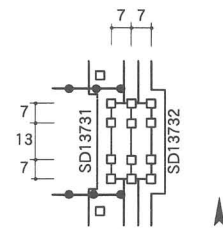


図60 SB13730B (2) 1:80

東西の雨落溝のうち、西側雨落溝 SD13731は両肩に側石が多数残存する。溝幅は側石の内法で約40cm、深さは約10cmである。西肩は幅20~40cm、高さ15cm程度の小ぶりな自然石を、東門の基壇縁を兼ねる東肩は幅50cm、高さ20cm程度のやや大きめの自然石を一列に並べる。東西肩共に側石の上面をほぼ水平に揃えることから、SD13731は往時の姿を良好に留めていると考えられる。この場合、基壇高は10cm程度、礎石の高さは30cm~40cmに想定される。これに対し東側雨落溝 SD13732は幅70cm~1m、残存深さ約20cm、両肩には側石がまったく残存しない。ただし東門の基壇縁を兼ねる西肩には不整形な出入りがあることや、埋土の状況、溝幅などから考えて、西側雨落溝 SD13731と同様の姿であったと思われる。したがってSB13730Bの基壇規模は東西規模約6.8mとなり、基壇の出は4.5尺〔1.33m〕に復元できる。基壇の南北規模は基壇の出から逆算すれば、36尺〔10.65m〕となる。なお、東側雨落溝 SD13732から軒丸瓦6282G(Ⅲ-1)および6133(Ⅳ~Ⅴ)が、東側の基壇縁石抜取痕跡から軒平瓦6663C(Ⅱ-2)が出土した。

乱石積基壇

SF14360B

拡幅した兵部省へ通じる道路。SD14362（南側）とSD14361（北側）を両側溝とする。溝幅は共に40～50cm、5～10cmの深さが残存する。溝間の距離は心々で約11m、位置を東門SB13730Bの南北基壇縁とほぼ揃える。北側溝SD14361の東端は、SF14350の西側溝SD14351を改修してL字形に接続する。南側溝SD14362の東端はSX14425に破壊されているが、SD14351に接続する位置まで延びることが確認できる。溝の西端は共にSB13730Bの東側雨落溝と接続する。

したがってSF14360Bは、東門の改築にともない門の基壇規模にあわせてSF14360Aを拡幅し、同時にSF14350との接続部も大きく改修したものと推定できる。なお、南側溝SD14362の西端付近から軒丸瓦6282G（Ⅲ-1）が出土した。

SF14370B

拡幅した式部省へ通じる道路。SD14372（南側）とSD14371（北側）を両側溝とする。溝の幅は共に30～40cm、深さ5cm弱が残存する。残存状況はSF14360Bと比してやや悪いが、北側溝SD14371がSF14350の東側溝SD14352とL字形に接続する様子を確認できる。溝の規模や位置からみても、SF14360Bと同様の性格に考えて矛盾はない。

SF14350B

拡幅した壬生門から朝集殿院南門に至る宮内道路。SF14360B・SF14370B以南の側溝をSD9489（東側）とSD9477（西側）に付け替える。溝の幅は共に約40cm、深いところで10cm弱残存する。溝間の距離は心々で約32m、壬生門の東西規模より一回り大きい。南端は南面大垣の北側雨落溝とL字形に接続し、北端は南面大垣心から北へ25m付近で削平により途切れている。SF14350の拡幅とSF14360・SF14370の拡幅を同時期に考えれば、遺構の検出状況から北端はSF14360B・SF14370Bの南側溝にT字形に接続していたと想定される。SF14360・SF14370以北に拡幅の痕跡は確認できない。

したがってSF14350Bは、兵部省・式部省の前面道路SF14360・SF14370の改修にともなって、SF14360・SF14370以南を東西にそれぞれおよそ25.5尺〔7.54m〕ずつ拡幅したと推定できる。

2-2-2-3 仮設の遺構

SB14120

兵部省と朝集殿院の間、第一次整地土上で検出した掘立柱建物。東北隅部分の柱穴4基を確認したにとどまり、大部分は調査区外へ延びる。東西方向の柱間が11尺〔3.25m〕、南北方向の柱間が8尺〔2.37m〕で、東西棟に想定される。柱穴は一辺60cm程度の方形で、深さが50～70cmが残存し、柱はすべ

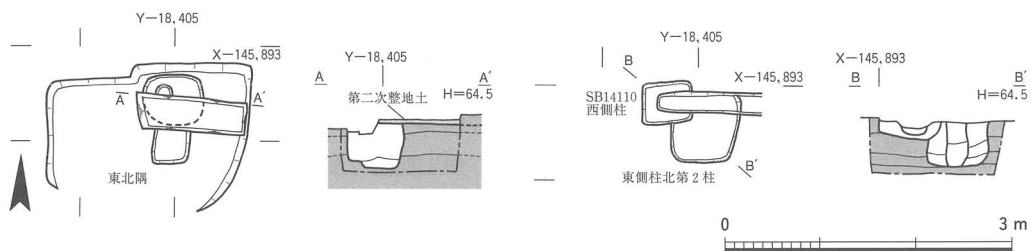
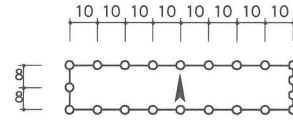


図61 SB14120 1:80

て抜き取られている。第一次整地土上にあることから I - 3 期の建物と考えられるが、周辺に I - 3 期に属する顕著な建造物は確認できない。

SB14380・SB14381・SB14390・SB14391

壬生門と朝集殿院の間、壬生門心を対称に配される東西棟の掘立柱建物。古墳時代の包含層上面で検出した。同規模の建物が4棟、壬生門心を挟んで東西に2棟ずつ整然と並ぶ。東西の棟の間隔は48尺=40大尺〔14.19m〕、南北の棟の間隔は16尺=13.3大尺〔4.73m〕である。このうち西側の2棟を南からSB14380・SB14381、東側の2棟を南からSB14390・SB14391とする。



建物の規模は、桁行が総長約23.6m、梁行が総長約4.7m、SB14390の東北隅とSB14391の東半は調査区外へ延びる。柱間寸法は桁行が8間の10尺〔2.96m〕等間、梁行が2間の8尺等間だが、SB14380の西妻のみ3間等間とする。これと対称の位置にあるSB14390の西妻の柱穴は、SX14460・SX14461に破壊されるが、同じく3間等間に推定できることから、この部分に扉口等の柱間装置が設けられていた可能性も考えられる。柱掘形は直径30cm程度と比較的小さく、直径

10cm強の柱痕跡を残すものが多い。埋土は暗灰色の砂質土が主体であり、わずかながら瓦片を含む。建て替への痕跡はみられない。こうした特徴から、儀式の際に用いた幄舎等の仮設建物と考えられる。

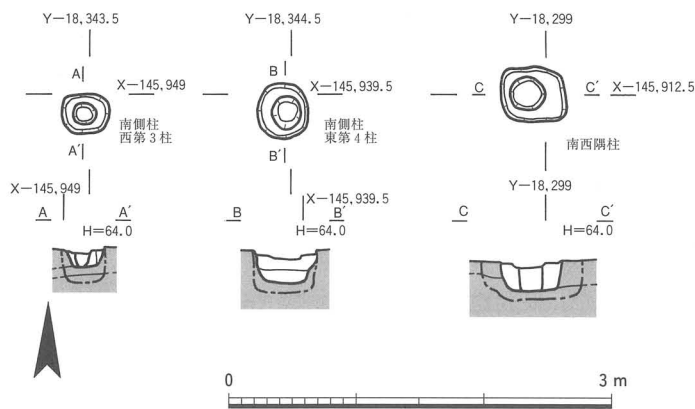


図62 SB14381 1:60

東西の棟間を通る中軸は基本的には壬生門心に揃うが、正確には西へ35cm程度

中軸線のずれと
存続時期

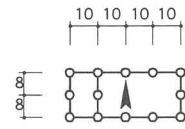
ずれている。こうした傾向は、I - 1 期の仮の壬生門 SB14545でも確認できる。また I - 3 期の宮内道路 SF14350A の両側溝をまたいで建つことや、II - 1 期の兵部省・式部省の門前を覆うように建つことなどの位置関係、さらに配置に大尺を用いている様子がみられることを考慮すれば、存続時期は I - 1 ~ 2 期に想定される。ただしこの時期は、壬生門と朝集殿院の間が整備される以前であり、この場所に中軸線を意識した仮設建物を配置するような儀式を想定するには疑問が残る。建物の性格を考慮すれば、位置関係からはやや不自然であるが、壬生門と朝集殿院の間が本格的に整備される I - 3 期まで下る可能性も否定できない。

SA14382・SA14383

掘立柱建物 SB14380・SB14381の西側柱と心を揃える掘立柱塀。このうち SA14382が2棟の西側柱同士をつなぎ、SA14383がSB14381の西側柱から北へ延びる。柱穴はSB14380・SB14381と共通しており、これらと一連の塀と考えられる。SA14383が調査区外へ延びることから、SB14380・SB14381の北側に、さらにもう一棟、同規模の建物が建てられていた可能性がある。

SB14840・SB14841・SB14851

壬生門心を対称に配される東西棟の掘立柱建物。このうち東側の2棟を南からSB14840・SB14841、西側の1棟をSB14851とする。SB14840とSB14851の大部分は調査区外へ延びるが、SB14841とSB14851が対称の位置にあり、SB14380他4棟と同様に、同規模の建物が対称に並ぶと考えられる。東西の棟の間隔は132尺=110大尺〔39.03m〕で、南北の棟の間隔は18尺=15大尺〔5.32m〕である。



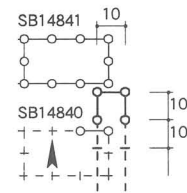
建物の規模は、桁行4間の総長約11.8m、梁行2間の総長約4.7mで、柱間寸法は桁行が10尺〔2.96m〕等間、梁行が8尺〔2.37m〕等間、梁行の西から1間目に間仕切りがある。柱掘形は直径30cm程度で直径10cm強の柱痕跡を残すものが多く、配置に大尺を用いている様子がみられるなど、南側の掘立柱建物SB14380他4棟とよく似た特徴を示す。こうした特徴から、これらも儀式の際に用いた幄舎等の仮設建物と考えられる。したがって存続時期もSB14380他4棟と近い時期に想定される。SB14380他4棟と明確な位置関係はみられず、宮内道路SF14350Aの外側に位置することを考慮すれば、存続時期は兵部省・式部省が造営されたⅡ-1期以降である可能性も残る。

SA14842・SA14852

SB14841・SB14851の北側柱心から17尺〔5.03m〕北側にある東西掘立柱塼。柱筋をSB14841・SB14851と揃え、柱穴も類似することから、これらと一連の塼と考えられる。

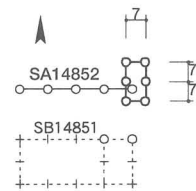
SB14843

SB14840の東側柱と重複して検出した南北棟の掘立柱建物。桁行2間以上、梁行1間の総長約3mで、柱間寸法は桁行梁行共に10尺〔2.96m〕である。柱掘形は直径30cm程度と小さく、仮設建物に想定される。SB14840・SB14841と時期差があることは明らかだが、柱穴に切りあいはみられず、新旧関係は不明である。



SB14853

SA14852の東端と重複して検出した南北棟の掘立柱建物。建物の規模は桁行2間の総長約4.1m、梁行1間約2mの小さな建物で、柱間寸法は桁行、梁行共に7尺である。柱穴は直径30cm程度と小さく、仮設建物に想定される。SA14852との新旧関係は不明である。



SX14500

SA1765・SA14400の約16.5m北側に位置する東西柱穴列。SA1765・SA14400と併存した目隠塼とする見方もあるが、ここではⅠ-3期以降の仮設物と判断した。

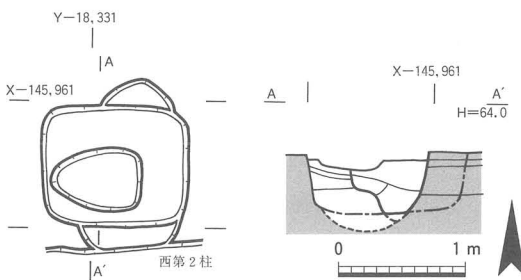


図63 SX14500 1:60

壬生門心を軸にして、9基の柱穴が東西に並ぶ。柱掘形は一辺60cm～1mの方形で、SA1765・SA14400の柱掘形より明らかに小さい。総長は107尺〔31.64m〕、柱間は3.5m前後の寸法でばらつきがあ

り、総長をおおよそ9等分したと考えられる。SA1765・SA14400から距離は56尺〔16.56m〕で、南面大垣心からの距離がちょうど110尺〔32.53m〕の位置になる。

このように、壬生門との位置関係が明確であり、柱穴の特徴もSA1765・SA14400と著しく異なることから、I-3期以降に壬生門の中軸上に設けられた仮設物のひとつと考えられる。塀の可能性が高いが、宝幢等の旗竿跡の可能性もあろう。

SX14420~SX14435/SX14887~SX14897・SX14450~SX14465/SX14898~SX14899

壬生門と朝集殿院の間、壬生門心を軸に柱穴列。厳密には左右対称ではなく、おおよその位置にあり、多数の柱穴が重複する箇所があることなどから、儀式の際に立てる宝幢等の旗竿跡と考えられる。対になる柱穴の間隔は、壬生門に近いものは広く、遠いものは狭い。時期は、壬生門と朝集殿院の間が本格的に整備されたI-3期からII-2期に想定される。同様の柱穴列は朝集殿院内でも確認されており¹⁰⁾、相互に関連するものと思われる。

壬生門の北方約22m、壬生門心からそれぞれ東西に約20mの位置にある一対の柱穴。壬生門に入って一番手前の旗竿用の柱穴である。このうち西側の柱穴SX14420は、後世の土坑に大きく破壊されている。東側の柱穴SX14450は、東西約1.4m、南北約1.5mの長方形で、直径約1.1mの柱抜取痕跡がある。深さは約80cm残存し、平面・深さ共に他の旗竿用の柱穴と比して大きい。したがってこの場所には、儀式の際にひととき大きな旗竿を立てたと思われる。立て替えの痕跡がみられないことから、あるいは恒常的に旗竿を設置していた可能性もあろう。

SX14420・
SX14450

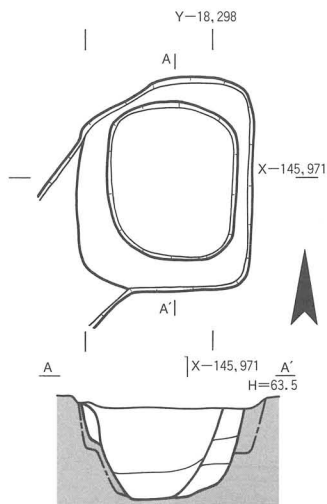


図64 SX14450 1:60

壬生門の北方約35m、壬生門心からそれぞれ東西に約15m付近にある柱穴3基。このうちSX14421~SX

SX14421~
SX14423・
SX14451~
SX14453

14423が西側、SX14451~SX14453が東側の柱穴である。柱掘形は一辺60~70cm程度の方形で、柱抜取痕跡を残すものが多い。3基の柱穴の配置は対称ではなく、3時期の旗竿跡と考えられ

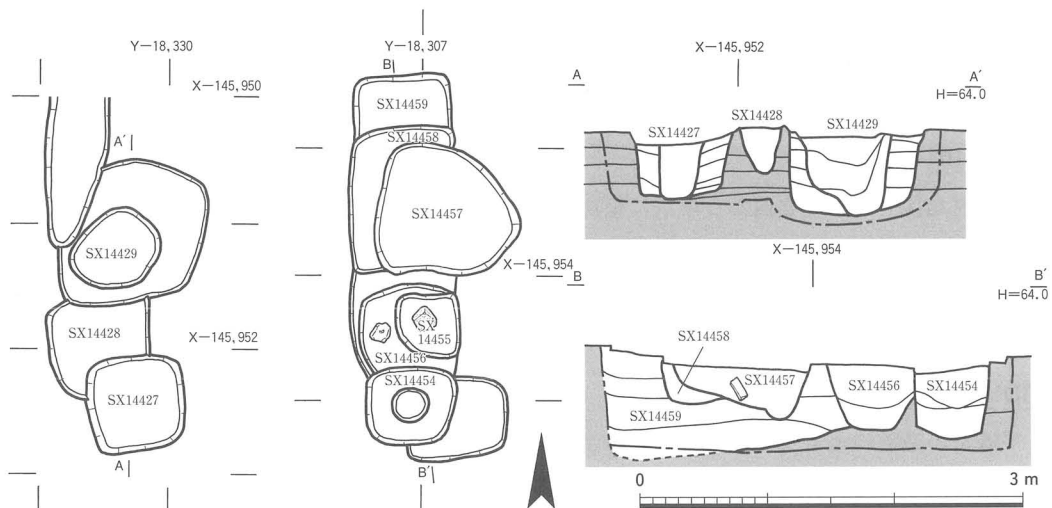


図65 SX14427~14429・SX14454~14459 1:60

る。

SX14424～SX14429 壬生門の北方約40m、壬生門心からそれぞれ東西に約10mの位置に南北に並ぶ柱穴列。このうちSX14424～SX14429が西側、SX14454～SX14459が東側の柱穴列である。それぞれ6基の柱穴が重複して並ぶ。柱穴は、一辺60cm～1m大の不整形のものが密集する。残存深さは60～70cm程度と、平面に対しやや深めである。少なくとも2時期の旗竿跡が重複していると思われる。

SX14430～SX14465 壬生門の北方約50m、壬生門心からそれぞれ東西に約8mの位置にやや間隔をおいて南北に並ぶ柱穴列。このうちSX14430～SX14435が西側、SX14460～SX14465が東側の柱穴列である。それぞれ5基の柱穴が不揃いな間隔で約12mにわたって並び、北端は調査区外へ延びる。柱穴は、円形のものや長方形、溝状のものが混在し、複数の柱掘形や抜取穴が重複しているとみられる。いずれも残存深さは約30cmと浅い。東側の柱穴SX14460・SX14461が、SB14390の西側柱の柱穴を壊しており、これより新しいことがわかる。

SX14887～SX14899 朝集殿院南門の南方に、壬生門心からそれぞれ東西30m付近に並ぶ南北柱穴列。このうちSX14898～SX14899が西側、SX14887～SX14897が東側の柱穴列である。西側に1列、東側に3列の柱穴列があり、柱穴の配置は東西で対称にならず、それぞれ南北で等距離に並ぶ。柱掘形は、幅80cm～1m、長さ1.5～1.8mの長方形あるいは楕円形のものも多く、1つの掘形の中に2つの柱抜取痕跡を留めるものもあり、数本の旗竿をまとめて立てたと思われる。

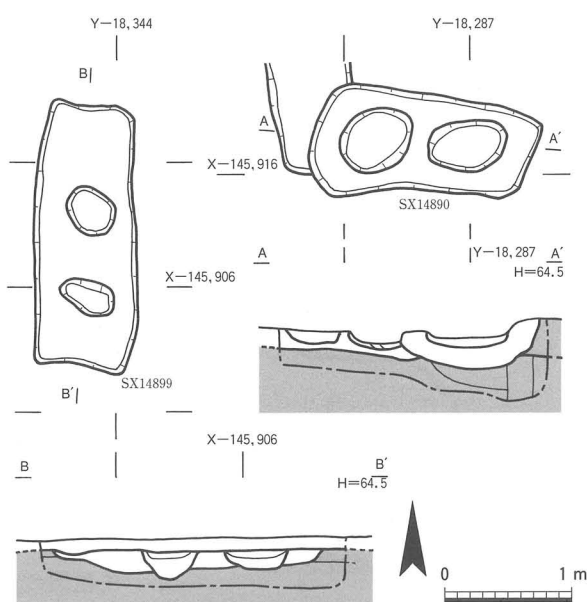


図66 SX14890・SX14899 1:60

2-2-3 平城宮造営前の遺構

2-2-3-1 古墳時代の遺構

SD13110

兵部省地区を大きく北西から南東に横切る自然流路。この流路の存在は、平城宮跡内の自然環境調査として実施したボーリング等¹¹⁾で広く確認されており、宮跡下を縦断していることが既に知られる。流路の規模は、確認した範囲で幅2～3m、深さ1.4m程度だが、場所によって出入りがあると考えられる。

SD14163・SD14164

奈良時代の
斜行溝

平城宮の造営にともなって第一次整地土で埋め立てられるが、この上面には第二次整地土上で検出した2条の斜行溝SD14163・SD14164があり、埋め立てた後も水が集まりやすい状況にあったと予想される。溝の堆積土には遺物をほとんど含まず、古墳時代の土師器片が数点出土

したのみである。

SK13127・SD13129・SD13134

朝集殿院とSD3715の間、古墳時代の包含層上面で検出した不整形土坑および斜行溝。同地区にあるⅠ-Ⅲ期の掘立柱建物群と重複し、これより古いことがわかる。

斜行溝SD13134は、北西から南東方向に延びる溝で、幅約1.5m、深さ約80cmが残存する。埋土から2時期に分けられ、下層は黒色の粘土と砂の互層、上層は暗灰色の粘土である。埋土中には遺物をほとんど含まない。斜行溝SD13129はSD13134の南にほぼ直交する細い溝で、幅10～15cm、深さ10～15cmが残存する。埋土はSD13134の上層と同じ暗灰色の粘質土で、古墳時代の土師器片が出土した。不整形土坑SK13127はSD13129とSD13134の間にあり、東半は調査区外へ延びる。南北幅は約5m、深さ約20cmが残存し、埋土中から紡錘車が出土した。

SD14402・SD14403・SD14502・SD14503

壬生門と朝集殿院南門の間、古墳時代の遺物包含層上面で検出した斜行溝。いずれも北西から南東方向に延びる。様々な遺構と重複し、その中でもっとも古い。このうちSD14402から6世紀中頃の土師器、須恵器が出土した。

SD14920

朝集殿院南門の南東約40mで検出した斜行溝。弥生時代の遺物包含層上面で検出し、竪穴式住居SB14860および掘立柱建物SB14841と重複していて、前者より新しく後者より古いことがわかる。北西から南東方向に延びる溝が10条、約1.8mの間隔で整然と並ぶ。

SB14379・SB14384～SB14389・SB14515

壬生門の北方約20mの位置にある掘立柱建物群。古墳時代の遺物包含層上面で検出した。このうち数棟には重複関係があり、建物の建て替えがあったことを示す。軸はいずれも北西に約30～45度振れている。小さいもので2間×2間、大きいもので4間×4間の規模があり、正方形に近い平面形を示すものが多い。小さいもので一辺3m程度、大きいもので一辺6m程度の大きさがあるが、柱間寸法はばらつきが大きく一定しない。柱掘形は直径20～30cmの円形で、一部に柱根を残すものもある。埋土は黒色の砂質土で、古墳時代の建物に想定される。

SE13055

兵部省とSD3715の間で、第一次整地土を一部除去し、古墳時代の包含層上面で検出した井戸。掘形は直径約1.5mの円形で、深さ約1mが残存する。井戸周辺には掘形を切って直径20～30cmの柱穴があり、井戸屋形の痕跡と目される。埋土は大きく二層に分かれ、両層から5世紀後半の土師器が多量に出土した。

SA14844・SA14845

朝集殿院南門の南方30m付近、弥生時代の包含層上面で検出した掘立柱堀。軸はSA14844が北西に10度、SA14845が30度程振れている。柱穴は直径15～20cmの円形で、黒色の砂質土がつまることから、古墳時代の堀に想定される。

2-2-3-2 弥生時代の遺構

兵部省地区東寄り、弥生時代前期の遺構が確認された。平城宮の調査では平城宮西南隅の調査(第14次)で、弥生時代後期の集落跡が見つ¹²⁾かっている。周辺の平城京の調査でも左京三条

一坊から四条一坊にかけて、弥生時代前期の遺構や遺物包含層が確認されていることから¹³⁾、兵部省地区から南西にかけての一带は、自然流路にはさまれた微高地で、弥生時代前期から集落が形成された地域とみられる。

第224次調査区6 AAY-H、I区で、弥生時代の竪穴住居5棟を検出した。竪穴住居がある兵部省地区の北東部分はやや高く、その西側には北西から南東方向に向かって自然流路が通っていたことが、ボーリング調査等で明らかにされている¹⁴⁾。また、南の第216次調査区では、水田の畦らしき帯状の高まりを検出しており、プラント・オパール分析の結果から、水田跡の可能性が指摘されている¹⁵⁾。検出した5棟の竪穴住居の規模や平面形は不均一で、切り合い関係は認められない。住居などの遺構に伴う土器や、一带の遺物包含層から出土した弥生土器は、いずれも前期新段階のものであることから、同時併存か時間差があっても短期間であった可能性が高いと考えられる。

奈良盆地北部において、弥生前期の集落跡が本格的に調査された例はない。平城宮造営という大規模な土木工事を経て、遺存状況は良好とは言えないが、自然地形を利用し、微高地に住居を構え、低い南側で水田耕作を営とんだ弥生時代前期集落の痕跡をとどめている点は、この地域の弥生時代研究にとって重要な意味をもつ。

SB14857

SB14857は他の竪穴住居群から、20mほど東に離れた場所に位置する。一辺約2.3mの正方形で、床面積は約5㎡。4本の主柱穴からなる。地山面で検出され、竪穴内には弥生土器を含む灰褐色砂質土が堆積する。

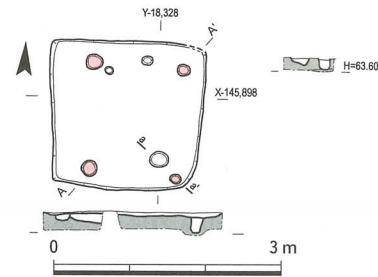


図67 SB14857 遺構平面図と断面図

SB14858

SB14858はSB14860と約3mの距離で隣接する小型の竪穴住居で、長円形を呈する。南北約4.1m、東西約3.5m、床面積は約7.5㎡。遺存状況は比較的良好で、柱穴を5本検出した。南西の2本柱穴は近接しているため、建て替えの可能性もある。

SB14859

SB14859は東西2.2m、南北(検出分)1.9mの隅丸方形を呈し、床面積は約4.4㎡。遺存状況は良好でなく、柱穴らしき小穴を1基検出したが、柱穴と確認することはできなかった。竪穴は

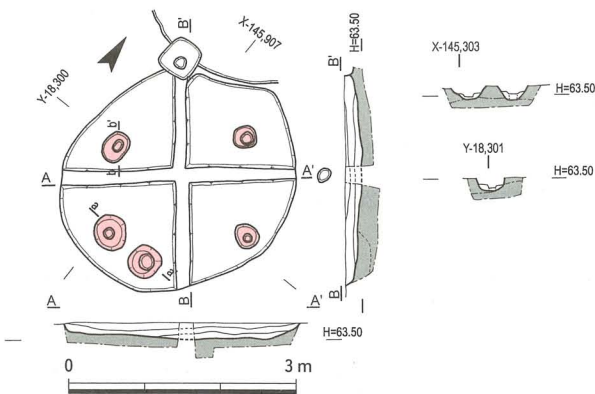


図68 SB14858 遺構平面図と断面図

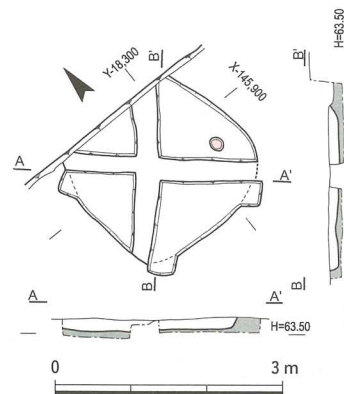


図69 SB14859 遺構平面図と断面図

地山面から掘込まれ、竪穴内は厚さ約15cmの暗灰褐色の砂質土が堆積していた。

SB14860

SB14860は最大規模で、南北約6.3m、東西約6.8mの不整形を呈する。奈良時代の掘立柱建物 SB14841や旗竿支柱と切り合うなど、平面プランは複雑であるが、竪穴住居に伴う主柱穴は4本、柱間は東西2.4~2.8m、南北3.1~3.6mで、やや不整形な長方形に配置されている。床面積は約36㎡。柱穴は径10~15cm、深さ20cmが残存していた。地山面で検出され、住居内には厚さ約10~25cmの暗灰褐色砂質土が堆積する。また、床面を切り込む土坑群 SK14861、SK14862、SK14863、SK14864を検出した。覆土および土坑から、多数の弥生時代前期新段階の土器と打製石鏃など石器が出土した。

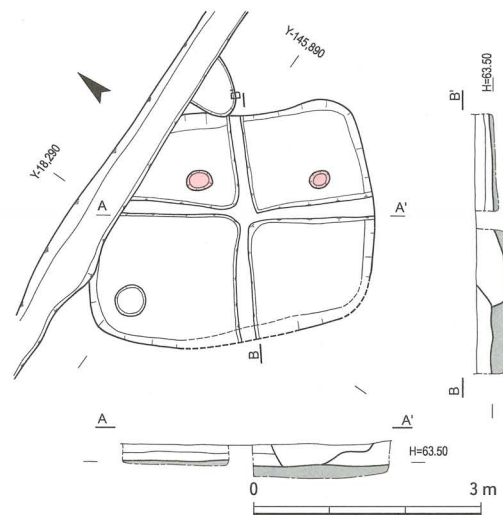


図70 SB14866 遺構平面図と断面図

また、床面を切り込む土坑群 SK14861、SK14862、SK14863、SK14864を検出した。覆土および土坑から、多数の弥生時代前期新段階の土器と打製石鏃など石器が出土した。

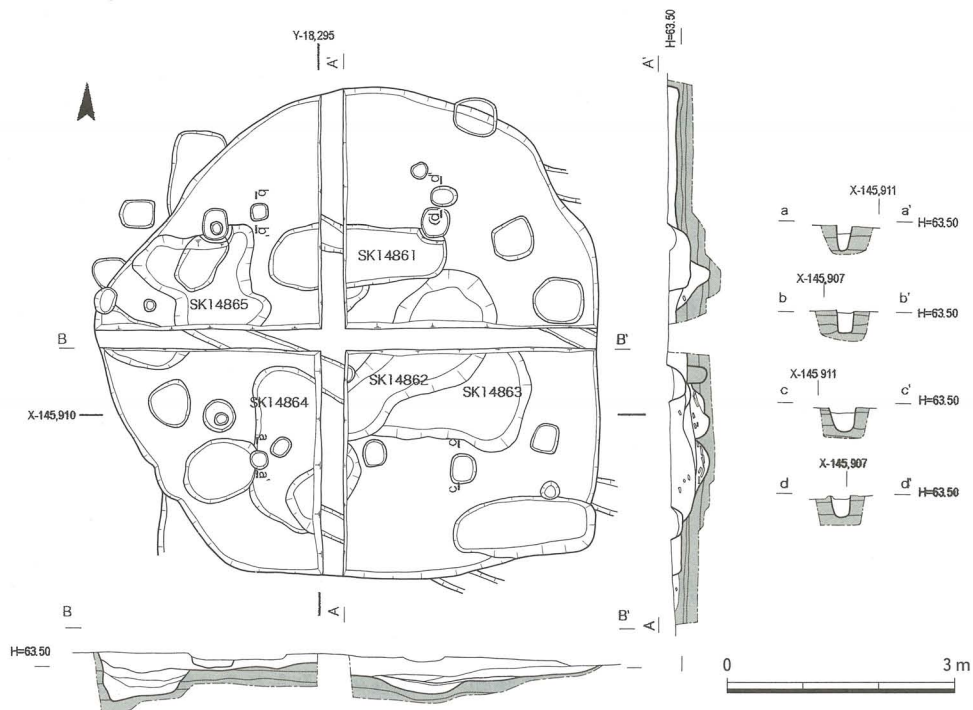


図71 SB14860 遺構平面図と断面図

SB14866

SB14866は長径3.7m、短径3.2mの隅丸長方形で、床面積は約10㎡。柱穴を2本検出した。地山面から掘込み、竪穴内には暗褐色粘質土のうえに暗褐色砂質土が堆積していた。

SX14871

直径約45cmの掘形に、最大径30cmの壺が埋納された土坑。壺の肩部より上を欠くが、ほぼ完形である。

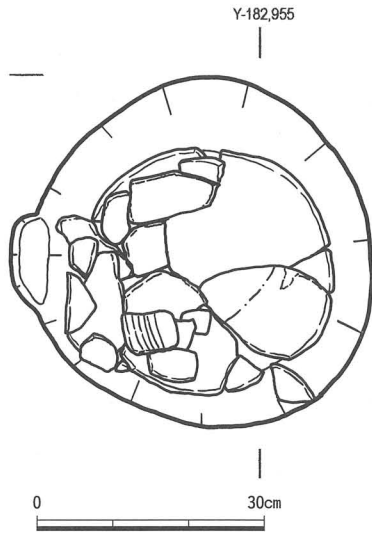


図72 SX14871平面図

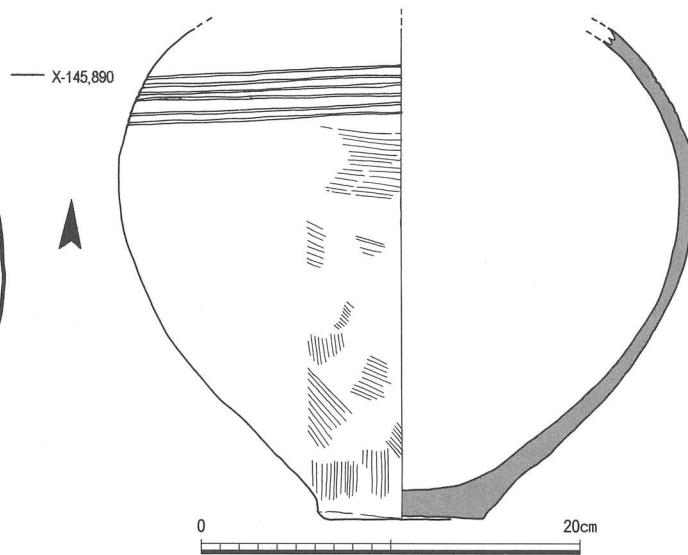


図73 SX14871の埋納壺

2-2-4 その他の遺構

SB11710

南北基幹排水路 SD3715の西岸で検出した掘立柱建物。建物規模は南北3間の総長約5.3m、東西2間の総長約3mで、軸が北西へ約12度振れている。柱間寸法は、東西は5尺等間だが、南北は1.6~1.9mの間でばらつきがある。柱穴は直径30~50cmの不整形な円形で、深さ約40cmが残存する。埋土は暗灰色の粘質土で、宮廃絶後の建物に想定される。

SD11714

SD3715の西岸で検出した攪乱溝。SD3765からSD3715へ基幹排水路を付け替える際の過渡的な状況を示すものか。

SX13057・SX13116

兵部省とSD3715の間で第一次整地土を一部除去して検出した柱穴列。柵列あるいは仮設建物の柱穴か。

SK11711

SB11710の北西隅柱穴の南隣にある、軒平瓦1枚と丸瓦3枚を重ねて埋納した小土坑。

SB13125

朝集殿院とSD3715の間で検出した掘立柱建物。東側柱列とみられる4間以上の柱穴列を検出した。柱掘形は直径約80cm程度の円形で、深さ約25cmが残存し、一部の柱掘形には柱抜取痕跡が認められる。柱間寸法は10尺〔2.96m〕等間である。I-3期に仮定した掘立柱建物SB13124およびII-1期に仮定した東西築地塀SA13120北側の排水溝と目されるSD13121と切りあいがあり、これらより新しいことがわかる。宮廃絶直後の建物であろう。南から2つめの柱抜取跡から軒丸瓦6282G(III-1)が出土した。

SK13898・SK13930

西第二堂SB12980の東西にある大土坑。第二次整地土上から掘り込み、大量の瓦片を投棄している。東側のSK13930は凝灰岩片も含む。宮廃絶後の廃棄土坑であろう。

SK13762・SK13774・SK13776・SK13777・SK13778

東第一堂 SB13750の周辺にある小土坑。兵部省造営以降の廃棄土坑とみられる。

SD13990

SD3715の東岸で検出した斜行溝。埋土に大量の瓦片および礫を含む。切りあいから宮廃絶後のものと考えられる。

SK14440・SK14441・SK14448

宮内道路 SF14350の真中にある大土坑。宮廃絶時の投棄土坑か。

SK14443

宮内道路 SF14350B と式部省の前面道路 SF14370B の交差点で検出した凝灰岩片の投棄土坑。直径2.5m 程度の不整形な土坑で、一辺10～30cm大に破碎した凝灰岩の切石が多く廃棄されていた。宮廃絶時に周辺の敷石を廃棄したと考えられる。

SK14846

朝集殿院南門の東南、25m 付近で検出した瓦投棄土坑。東西幅約4.3m、深さ10～15cmの浅い土坑で、丸瓦を中心に奈良時代の瓦が廃棄された状態で大量に出土した。宮廃絶時に周辺の建物の瓦を廃棄したと考えられる。北半は構内道路と重複しており検出していない。

-
- 1) 寸法は m または cm で、mm 単位を四捨五入して表記した。尺への換算は小尺を29.57cm、大尺を35.48cmとして算出し、メートル法での復元寸法を〔 〕内に併記した。なお1小尺=29.57cmは本書「4-5 建築遺構の復元」における検討結果による。また奈良時代初期には平城宮造営の基準尺長がおよそ1小尺=29.57cmであったことが既に指摘されている。(井上和人「平城宮造営尺長について」『奈良国立文化財研究所年報2000-Ⅲ』2000 p47、同「平城京条坊道路の設計規格について」『奈良文化財研究所紀要2003』p35)。
遺構模式図の記号： ○掘立柱掘形
●柱根を留める柱掘形 □礎石抜取痕跡
■礎石 …推定 ▲は北を示す。
- 2) 奈良国立文化財研究所1992「2 式部省・式部省東役所の調査 第222次」『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報 1991年度』(以下『平城宮概報1994年度』と略記する) p21。
- 3) 奈良国立文化財研究所1981『平城宮発掘調査報告Ⅺ』p87。
- 4) 小澤毅1993「平城宮中央区大極殿地域の建築平面について」『考古論集』(のち小澤2003『日本古代宮都構造の研究』青木書店に収載。同書 p363)。
- 5) 前掲注3のp85。
- 6) 奈良国立文化財研究所1991「兵部省の調査 (1) 第205次」『平城宮概報 1990年度』p6。
- 7) 奈良文化財研究所 2004「朝集殿院の調査—第346次・355次」『奈良文化財研究所紀要2004』p135。
- 8) 前掲注2のp21。
- 9) 史料の検討からは、兵部省・式部省が一对の官衙として成立する要件が天平3年(731)頃に整ったことが指摘されている(渡辺晃宏1995「兵部省の武官人事権の確立と考選制度」『文化財論叢Ⅱ』および本書第4章-1)。
- 10) 奈良文化財研究所2003「第二次朝集殿院南門の調査 第326次」『奈良文化財研究所紀要2003』p137。
- 11) 『平城宮整備報告』1979 p3。
- 12) 奈良国立文化財研究所 1964「昭和38年度平城宮発掘調査概報」『奈良国立文化財研究所年報1964』。
- 13) 土橋理子1990「平城京左京四条一坊十四坪」『奈良県遺跡調査概報(第一分冊)1990年度』奈良県立橿原考古学研究所。久保清子1991「平城京左京三条一坊十坪の調査第219次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書平成2年度』奈良市教育委員会。
- 14) 奈良国立文化財研究所1981「旧地形と平城宮造営前の遺跡」『平城宮発掘調査報告Ⅹ』。
- 15) 奈良国立文化財研究所1991「1 第216次調査におけるプラント・オバール分析結果について」『平城宮概報1990年度』(宮崎大学農学部藤原宏志による)。